

# 小田原市公共下水道施設設置基準（案）

小 田 原 市

平成16年4月

平成17年4月（改定）

平成30年（改定予定）

## 目 次

### まえがき

## 1、下水道（汚水）施設設置基準

### 1-1 下水道（汚水）管きよの基本的事項

- 1-1-1 排除方式
- 1-1-2 管きよの種類と断面（最小管径）
- 1-1-3 管きよの勾配
- 1-1-4 管きよの埋設深さと埋設位置
  - (1) 管きよの埋設深さ（標準土被り）
  - (2) 管きよの埋設位置（離隔距離）
- 1-1-5 下水道管理設表示
- 1-1-6 管きよの基礎
- 1-1-7 掘削及び埋戻し

### 1-2 人孔（マンホール）の基本的事項

- 1-2-1 マンホールの種類
- 1-2-2 組立マンホールの設計・検討
  - (1) 組立マンホールの配置
  - (2) 管きよの合流交点
  - (3) 組立マンホールと管きよの落差
  - (4) インバート
- 1-2-3 組立マンホールの設置基準
  - (1) 組立マンホールの構造
  - (2) 組立マンホールの基礎
  - (3) 副管の設置
- 1-2-4 小型マンホールの設置基準
  - (1) 小型マンホールの設置箇所
  - (2) 小型マンホールの構造と管きよの接続方法
- 1-2-5 マンホール蓋
  - (1) 組立1号マンホール及び組立特殊1号マンホールの蓋
  - (2) 高機能型マンホール蓋の性能区分
  - (3) 小型マンホールの蓋

- 1-2-6 開発道路等に新規で公共下水道（本管）を布設する場合
- (1) 管接続の場合の布設方向と取付け角度
- (2) 管接続の場合の継手部の構造
- (3) 割込みマンホールについて

### **1-3 公共ます及び取付管の基本的事項**

- 1-3-1 公共ますの基本的事項
- (1) 位置及び配置
- (2) 構造及び材質
- (3) 既設公共ますの利用及び廃止
- (4) 公共ますの深さ
- (5) 公共ますの蓋の設置基準
- (6) 公共ますの基礎
- (7) 流入管の深さ
- 1-3-2 取付管の基本的事項
- (1) 管種
- (2) 管径
- (3) 布設方向と取付け角度
- (4) 勾配
- (5) 取付部の構造
- (6) 取付管の間隔
- (7) マンホールへの接続について

### **1-4 その他下水道施設設置に際しての注意事項**

## **2、その他の基準**

### **2-1 申請に必要な書類や手続について**

- 2-1-1 図面の書き方について
- (1) 自費工事申請及び物件設置申請時に必要な図面
- (2) 自費工事申請及び物件設置申請による工事完成時に必要な図面
- (3) その他必要な図面
- (4) 公共下水道台帳と作成図面について
- 2-1-2 土地使用承諾書について
- (1) 土地使用承諾書の必要性について
- (2) 土地証承諾書の扱いについて

2-1-3 変更の対象について

**2-2 工事写真及び検査について**

2-2-1 工事写真について

2-2-2 検査について

**2-3 下水道施設の譲り受けの制限について**

**2-4 抑制施設について**

2-4-1 雨水流出抑制施設について

2-4-2 汚水抑制施設について

## まえがき

下水道施設は良好な住居環境を確保するために必要不可欠な都市施設となっている。小田原市では、下水道計画の基本方針に基づき、公共用水域の水質の保全及び雨水の適切な排除などを進めることを目的に下水道施設の整備を推進している。

開発事業及び建築行為に伴う下水道施設の整備を公共事業の基準に適合させることに併せて、小田原市、事業者及びその他関係機関との円滑な調整及び運営を図ることを目的とし、公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設に関する工事を行う際に従わなければならない下水道施設の構造や申請図書作成における基本的な内容を取りまとめ、「小田原市公共下水道施設設置基準」を定めるものである。また、本基準を小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則第 15 条並びに小田原市下水道条例施行規則第 17 条に規定する基準とする。

本基準は、本編と資料編から構成されており、本編では下水道施設の基本的な構造の基準や申請方法等について定め、資料編では申請図面の作成例や現場監理の際に注意すべき事項等についてまとめている。下水道法第 16 条に規定する公共下水道管理者以外の者が下水道施設の工事（以下自費工事という。）を行う場合の申請から完成に至るまで、総合的に網羅した内容となっており、本基準に準拠し所要の手続を行うものとする。

詳細な構造等について、本基準に記載されていない内容は、社団法人日本下水道協会が発行している「下水道施設計画・設計指針と解説」を参考にする。

### 下水道計画の基本方針

1. 汚水の排除による生活環境の改善
2. 公共用水域の水質保全と健全な水循環の回復、良好な水環境の創造
3. 浸水の防除
4. 持続可能な都市構築への寄与

## 1 下水道（汚水）施設設置基準

### 1-1 下水道（汚水）管きよの基本的事項

#### 1-1-1 排除方式

下水道の排除方式は、分流式とする。

雨水、汚水の放流先は、排水可能な施設へ接続するものとし、必要に応じて、開発区域外においても施設の改良、整備を行うものとする。

#### 1-1-2 管きよの種類と断面（最小管径）

汚水管きよの種類等は、原則として以下のとおりとする。

種類・・・硬質塩化ビニル管

材料・・・VU管

継手・・・ゴム輪受け口

管径・・・ $\phi 200$ mm（最小管径）

#### 1-1-3 管きよの勾配

管きよの勾配は、実流速や管きよ内の汚物沈殿防止、施工性等を考慮し、硬質塩化ビニル管VU $\phi 200$ mmにおいては以下のとおりとする。

ただし、現場条件等で困難な場合は、別途協議の上決定する。

標準勾配 3.5%

最大勾配 49.0%

#### 1-1-4 管きよの埋設深さと埋設位置

##### (1) 管きよの埋設深さ（標準土被り）

管きよの埋設位置及び深さの決定は、交通量、地下構造物、各管理者の許可条件を考慮して決まるが、標準土被りは、1.5mとする。ただし、将来延伸して施工する可能性のある路線については、下水道管理者と協議し、極力土被りを深く設けるよう考慮する。

なお、管きよを公道に布設する場合は、その埋設位置及び深さを道路管理者と協議しなければならない。

また、管きよが川底を横断する場合は、その埋設位置及び深さを河川管理者と協議しなければならない。

取出しを行う既設管路の埋設深さが浅く、道路管理者の占用許可基準で明記されている土被りに満たない場合は、荷重による管の耐荷力を検討し、管の防護工を行う。(資料編 参考図8)

## (2) 管きよの埋設位置 (離隔距離)

他の企業者、管理者(ガス、水道、NTT、東電等)の埋設物との離隔距離については、原則平面距離30cm以上とし各管理者と協議する。

新設の下水道管きよの離隔距離を図面で明示する。

### 1-1-5 下水道管埋設表示

下水道管の埋設にあたり、埋設シートにより、埋設表示を行う。

埋設標識は、地中に布設した下水道管が、道路工事等に伴う掘削作業時に損傷を受けることのないよう、埋設位置の表示をすると共に、埋設管の管理者等を明示することを目的とする。

適用範囲：埋設する下水道(汚水)本管、取付管

明示位置：管上30cm

シート幅：本管は幅40cm、取付管は幅15cm

### 1-1-6 管きよの基礎

管きよの基礎は硬質塩化ビニル管の場合、以下を標準とする。

基礎の種類・・・砂基礎(RC-10)

基礎の厚さ・・・ $t = 10\text{cm}$ (最小基礎厚)

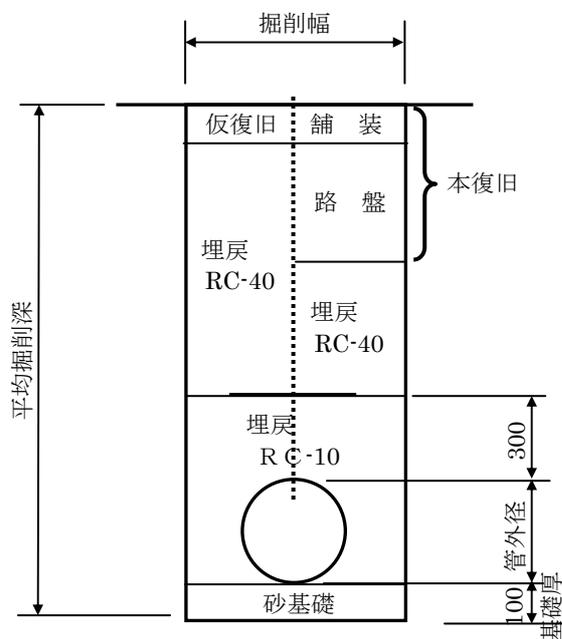
基礎の幅・・・掘削幅

地下水が高い現場など砂基礎の施工が難しい場合には管台として土のうの設置を可能とする。ただし、管路のたわみを防ぐため、継手部だけではなく直管部分にも適宜土のうを設置する。

1-1-7 掘削及び埋戻し

<掘削断面の埋戻し標準図>

硬質塩化ビニル管の場合



掘削深さが 1.5m を超える場合は、土留工を行う。

掘削幅は口径、掘削機械、土留工の有無等の施工状況を考慮し、決定する。

(資料編 標準的な掘削幅)

管保護のため管上 30cm までの部分を RC-10 にて入念に埋め戻す。

その上面は原則 RC-40 を用いて底面より一層厚 20cm 以下で転圧しながら仮復旧の下まで埋め戻す。

本復旧及び仮復旧の舗装構成、復旧範囲等については、道路管理者の指示に従う。

## 1-2 人孔（マンホール）の基本的事項

### 1-2-1 マンホールの種類

呼び方	形状・寸法	備考
組立 1号マンホール	内径90cm円形	資料編 参考図3
組立特殊 1号マンホール	内径60×90楕円形	
小型マンホール	内径30×30円形	資料編 参考図4

新規で設置するマンホールは、組立1号マンホールを設置することを原則とし、現場条件等でこれに依り難い場合は、組立特殊1号マンホールや小型マンホールを協議の上設置することができる。

### 1-2-2 組立マンホールの設計・検討

#### (1) 組立マンホールの配置

組立マンホールは管きよの起点（末端部）及び方向または勾配が著しく変化する箇所、管きよ径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管きよの会合（合流）する箇所に設ける。

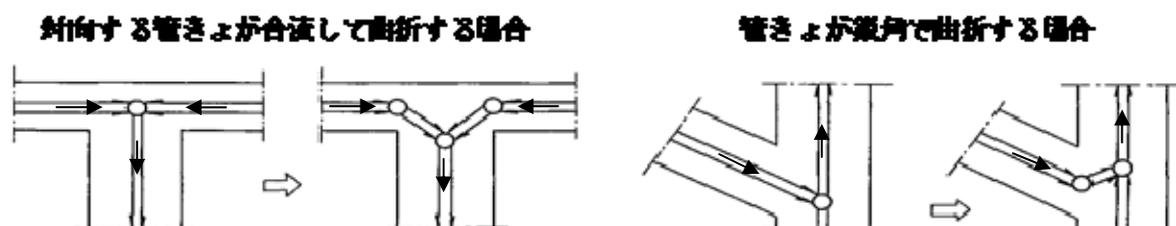
また、管きよの直線部のマンホール最大間隔は、組立1号マンホール間は7.5m以内、組立1号マンホールと小型マンホール間は5.0m以内とする。

#### (2) 管きよの合流交点

管きよの接合角度は中心交角60°までとする。

道路幅員や地下埋設物の障害などがある場合は90°まで大きくすることができる。

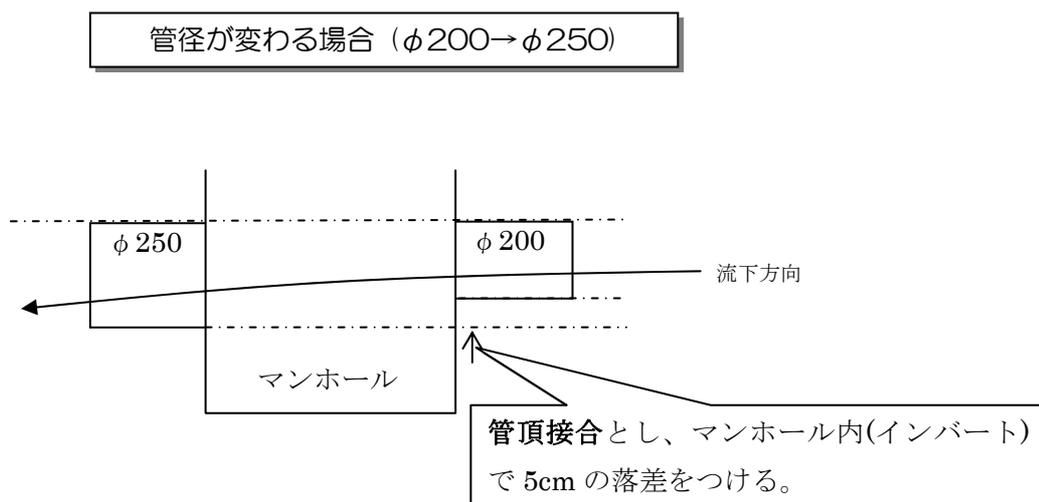
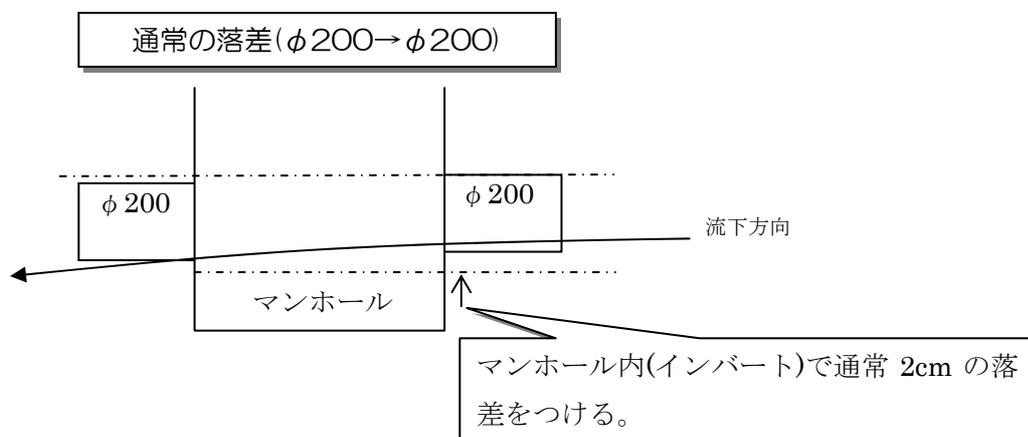
ただし、本線に接続する枝線は、マンホール内で落差を設けるなど流下を阻害しないよう対処をする。



### (3) 組立マンホールと管きよの落差

マンホールの縦断落差は2cmを標準とする。

ただし、上流側と下流側とで管径が変わる場合は、管頂接合を原則とする。



### (4) インバート

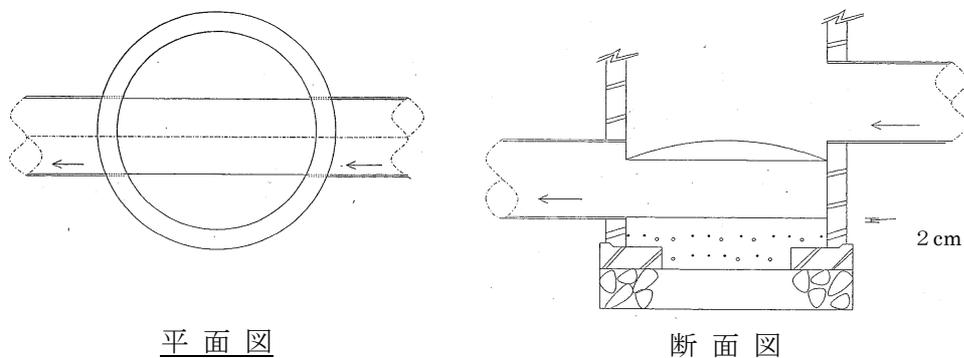
底部には管きよの状況に応じたインバートを設ける。

インバート高さは  $3/4 \phi$  mm とする。

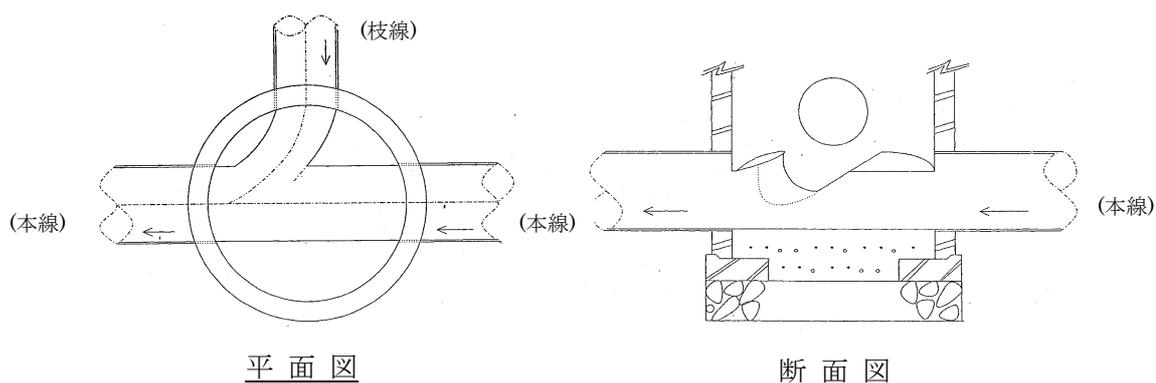
インバートの勾配は原則 10% とする。

**インバート標準図**

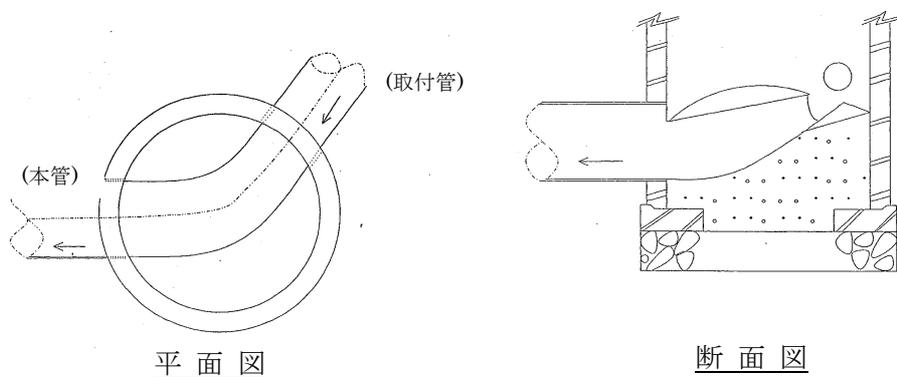
- ◎ マンホール内において落差が2cm以上ある場合



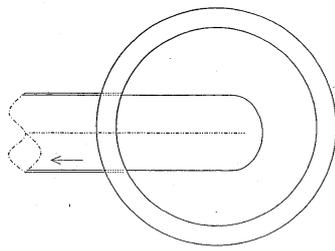
- ◎ 本線上に枝線が合流する場合（落差2cm以上）  
本線上流の管底の高さよりも、枝線の管底が高くなるようにする



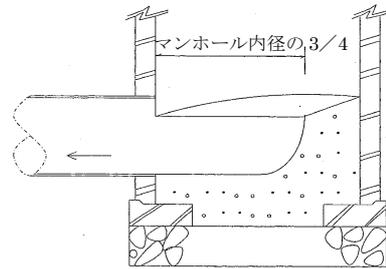
- ◎ 最終マンホールに取付管を接続する場合  
管頂接合もしくはそれよりも高い位置で接続する



◎ 最終マンホールのインバート処理



平面図



断面図

1-2-3 組立マンホールの設置基準

(1) 組立マンホールの構造

- ① ステップ（足掛け金物）はノーブレン・ステップとし、30cmピッチで設置し、最下段については、インバート部分より60cm以上の段差にならないように設置する。
- ② ステップの取付位置は、下流側を原則とする。
- ③ マンホールの深さにかかわらず、蓋の受枠部分に転落防止の梯子を設置する。
- ④ マンホールの斜壁については、H=450または、H=600を使用し、必要に応じ調整リングを設ける。
- ⑤ マンホールと本管の接合部は、耐震性、水密性の優れた構造とするため、マンホール用可とう継手を設置する。

(2) 組立マンホールの基礎

組立マンホールの基礎は、再生砕石（RC-40）厚さ20cmを標準とするが、地下水位が高く施工性が確保できない場合は栗石とする。

### (3) 副管の設置

マンホール内で、流入管きよと流出管きよに落差60cm以上ある場合は、流下量に応じた副管をマンホールに設ける。副管は、原則としてマンホールの外側に設置する（外副管）。

ただし、現場条件等で困難な場合は別途協議の上、マンホールの内側に設置することができる（内副管）。その場合は、スリムタイプを原則とし、点検口を必ず設置する。（資料編 参考図5）

本管径 (mm)	副管径 (mm)	備考
300	200	
250	200	
200	150	
150	100	スリムタイプ使用不可

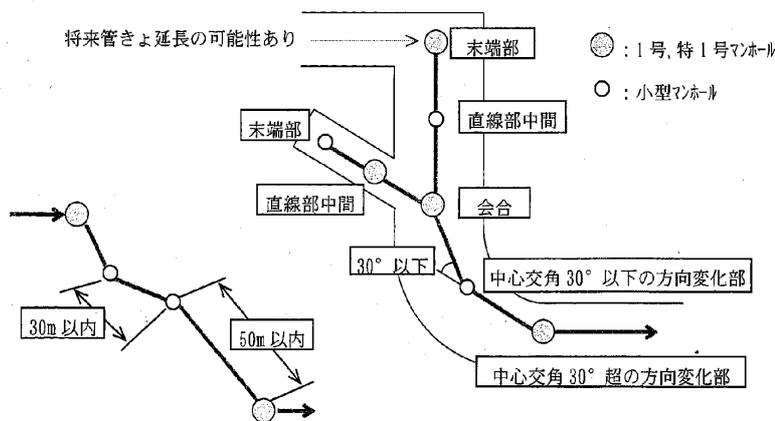
#### 1-2-4 小型マンホールの設置基準

##### (1) 小型マンホールの設置箇所

区分	基準
小型マンホール 設置箇所	狭あい道路（概ね2m未満の道路）で組立特殊1号マンホールの設置が困難な箇所 地下埋設物が輻輳し、組立特殊1号マンホールの設置が困難な箇所 将来管きよ延長が見込まれない末端部 中心交角30°以下の方向変化部及び直線部中間 下水道管理者と協議し、設置可能と判断した場合に限り、連続して設置することができ、設置間隔は最大30mとする
小型マンホール 設置禁止箇所	上記以外の箇所 会合部 上・下流側の管底高に60cm以上の段差が生じる箇所

将来下水道本管が延伸する可能性の無い場所（道路の突き当りが軌道や河川等の場合）を除き、末端部に小型マンホールを設置する場合は、中間用のものを使用し、キャップ等で地下水が浸入しないようにする。その他設置における条件は次のとおりとする。

**【小型マンホール設置モデル図】**



**(2) 小型マンホールの構造と管きよの接続方法**

小型マンホールの深さは、原則2.0mまでとする。

立上り部に削孔しての接続は原則として行うことはできない。

小型マンホールへの取付管の接続は原則1箇所までとし、複数の取付管を接続する場合は、下水道管理者と別途構造を協議する。

防護蓋方式ではマンホールや蓋の沈下が予測される箇所や国道及び県道の車道箇所はレジン製小型マンホールを使用する。

小型マンホールでは極力段差を設けず、ゴム輪受け口に自在曲管で接続する。

### 1-2-5 マンホール蓋の設置基準

マンホール蓋は小田原市デザインのものを使用する（高機能型を除く）。また設置方法はマンホール蓋の種類を問わず、ヒンジ部分が本管の下流側になるようにする。

#### （1）組立1号マンホール及び組立特殊1号マンホールの蓋

##### 荷重区分

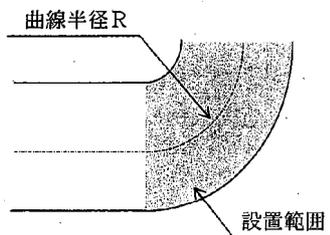
区 分	基 準
T-25	車道幅員5.5m以上及び国県道並びに幹線市道の車道 ※5.5m未満であっても一方通行道路等で大型車輛の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路はT-25とする。
T-14	車道幅員5.5m未満及び歩道

##### 性能区分

区 分	基 準
高機能型	国県道及び屈曲部・交差点・坂道の車道並びに耐腐食箇所
一般型	上記以外の箇所

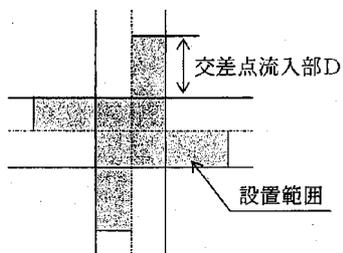
(2) 高性能型マンホール蓋の性能区分

○屈曲部



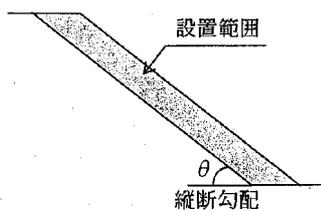
基 準	
制限速度	設置範囲 (曲線半径R)
60km/hr	200m 未満
50km/hr	150m 未満
40km/hr	100m 未満
30km/hr	65m 未満
20km/hr	30m 未満

○交差点



基 準	
制限速度	設置範囲 (交差点流入部D)
60km/hr	75m 以上 (最短 75m)
50km/hr	55m 以上 (最短 55m)
40km/hr	40m 以上 (最短 40m)
30km/hr	30m 以上 (最短 30m)
20km/hr	20m 以上 (最短 20m)

○坂道



基 準	
制限速度	設置範囲 (縦断勾配 $\theta$ )
60km/hr	5%以上
50km/hr	6%以上
40km/hr	7%以上
30km/hr	8%以上
20km/hr	9%以上

○耐腐食

種 類	基 準
耐腐食用 グラウンドマンホール	大規模下水処理場 温泉地 皮革工業地域 圧送ポンプ開放地

### (3) 小型マンホールの蓋

区 分	基 準
直接蓋方式	レジン製小型マンホールを設置する箇所
防護蓋方式	上記以外の箇所

#### 1-2-6 開発道路等に新規で公共下水道（本管）を布設する場合

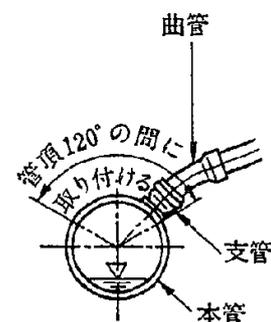
開発道路等に面して、マンホールが有る場合は、既設マンホールに接続するものとし、それ以外の場合には管接続することができる。（資料編 標準図）

管接続の場合は、接続した位置に近い場所で、新設する道路の起点から5m以内に組立マンホールを設置する。接続点から新設する道路内に設置する人孔にかけて縦断勾配が著しく変化する場合に限り、当該スパンにおいて勾配の変化点に人孔ではなく曲管を使用することを認める。（資料編 参考図6）

#### (1) 管接続の場合の布設方向と取付け角度

布設方向は本管に対して直角、かつ、直線的に布設する。

取付け角度は本管の中心より30°上方に設けることを原則とし、地下埋設物等の状況により、これに依り難い場合は下水道管理者と協議により決定する。



#### (2) 管接続の場合の継手部の構造

管接続の部分は可とう支管継手を使用する。

本管と新設管が同じ口径の場合は、同径支管を使用する。

ただし、同径の陶管に新設管を接続する場合は既設管を切断し、陶管から塩ビ管にやりとり可能な継手を既設管に設置し、T字管により分岐する。

#### (3) 割込みマンホールについて

管接続1箇所当たり40戸以上の専用住宅の開発行為の場合には割込みマンホールを設置し接続するものとするが、既設本管が陶管の場合は施工が難しいため、下水道管理者と協議により構造を決定する。（資料編 参考図9）

### 1-3 公共ます及び取付管の基本的事項

#### 1-3-1 公共ますの基本的事項

##### (1) 位置及び配置

公共ますの設置位置は、官民境界より1m以内、宅盤高さ1m以内の民有地への設置を原則とする。既存の公共ますが既存の道路（市道、私道問わず）内や開発事業により帰属される道路内に残ってしまう場合には、既存の公共ますは廃止しなければならない。配置は1宅地につき1箇所を原則とし、土地利用が図られない場所に新たに公共ますを設置することはできない。

##### (2) 構造及び材質

公共ますの構造は、内径 $\phi 200$ mmの塩化ビニル製を標準とし、横型または縦型（ドロップ式）を現場条件により使い分けることとする。

公共ますの内径は取付管の口径よりも大きくしなければならない。（取付管の口径が $\phi 200$ mmの場合、公共ますの口径は $\phi 300$ mmとする。）

##### (3) 既設公共ますの利用及び廃止

既設公共ますを利用する計画で、その内径が $\phi 300$ mmまたは、 $\phi 200$ mm（塩ビ製）の場合はそのまま利用することができるが、内径 $\phi 600$ mmまたは、 $\phi 450$ mm（コンクリート製等）の場合は、雨水浸入防止の観点から、塩ビ製（内径 $\phi 200$ mm）の公共ますに交換する。

土地利用を図る予定区域の中に既設公共ますが複数あり、そのうち利用しない公共ますがある場合は、廃止することができる。利用しない既設公共ますを廃止せず、その構造が内径 $\phi 600$ mmまたは、 $\phi 450$ mm（コンクリート製等）の場合は、塩ビ製（内径 $\phi 200$ mm）の公共ますに交換する。

既設公共ますを廃止する場合は、取付管の支管部より撤去するとともに、キャップしてコンクリート巻にする防護措置を行う。（資料編 参考図8）

コンクリートの被りについては、管外側から厚さ10cmを基準とする。

水路等構造物の下に埋設されている部分は撤去することができないため、既設管の両側を閉止するとともに内部をモルタル等で充填する。

その他現場条件により、撤去が困難な場合は、下水道管理者と協議する。

#### (4) 公共ますの深さ

公共ますの深さは1.0mを基本とする。

開発事業等で排水設備が審査の対象外となる案件においても、将来施工が見込まれる施設が排水設備の基準を満たすように公共ますの深さを計画する。

(参考) 排水設備の基準である「排水設備の設計・施工」では、排水管φ100の場合、標準勾配2.0%、最低土被り20cmと規定されている。

土地利用を図る対象地がフラットと仮定すると、排水管の延長が35m以上の場合は1.0m以上の公共ますの深さが必要となる。

深さが1.5mを超える場合はφ300mmの塩化ビニル製とする。また、土地の形状や建物の内容等によってさらに深くなる場合や、多量の汚水が見込まれる場合は構造について下水道管理者と協議する。

#### (5) 公共ますの蓋の設置基準

公共ますの蓋は小田原市デザインのものを使用する。

蓋の材質は鋳鉄製を標準とし、確実に車両が乗らない土地利用計画の場合には塩化ビニル製とすることができる。また、重量車両が通過する箇所については防護蓋による構造とする。(資料編 参考図7)

既設公共ます利用で樹脂製の蓋が設置されていた場合は、土地利用計画により、必要に応じて鋳鉄製もしくは防護蓋に交換する。

#### (6) 公共ますの基礎

公共ますの基礎は、再生砂(RC-10)厚さ10cmを標準とする。

#### (7) 流入管の太さ

小田原市の排水設備の基準に従う。

### 1-3-2 取付管の基本事項

#### (1) 管種

硬質塩化ビニル管（VU）を使用し、継手は片受けゴム輪受口を原則とする。

#### (2) 管径

最小取付管径は $\phi 150$  mmとし、多量の汚水が見込まれる場合は下水道管理者と協議する。

#### (3) 布設方向と取付け角度

本管の管接続の場合と同様とする。

#### (4) 勾配

10%以上とする。

#### (5) 取付部の構造

可とう支管継手を標準とする。

#### (6) 取付管の間隔

新規で設置する場合は、隣接する取付管との間隔（取付管の中心間の距離）を1.0 m以上とする。人孔の接続部分から取付管の中心までの距離も同様に1.0 m以上離す。

また、近接して既設の取付管がある場合、既設の取付管と新設の取付管を申請図面に明示する。

#### (7) マンホールへの接続について

組立1号マンホール及び組立特殊1号マンホールの接続は2箇所までとする。

複数の取付管をマンホール接続する場合は、高低差をつける等構造上問題のないようにする。

## 1-4 その他下水道施設設置に際しての注意事項

- ・使用材料は原則、日本下水道協会規格（JSWAS）のものとし、規格にない材料の使用については、下水道管理者と協議により決定する。
- ・下水道管の占用位置や施設の構造は道路管理者が許可する内容に従う。特に、たぬき掘り及びえぐり掘りは行うことはできないため、側溝等の構造物の下部に下水道管を布設する際は、さや管を設置するなどの処置が必要となるので注意する。

さや管を設置した場合には本管とさや管の間の空隙をモルタル等で充填するとともに、さや管の設置状況やモルタルの充填状況など、完成後の不可視部分が工事写真で確認できるよう管理する。

## 2、その他の基準

### 2-1 申請に必要な書類や手続について

自費工事を行う場合及び、小田原市公共下水道物件設置等許可申請書の提出が必要な工事を行う場合（以下、物件設置申請）、小田原市下水道条例施行規則に基づき必要な書類を提出する。

申請書類に記載する住所は公図の表記と合わせる。住居表示は不可とし、小字名まで記載する。複数対象地番が存在する場合は代表地番ほかで記載する。

記載例) 小田原市 南町一丁目 950 番 5 地先

小田原市 蓮正寺字柳田 1200 番 3 地先ほか

標準的な工事で着工前に必要な書類	備考
小田原市公共下水道物件設置等許可申請書(様式第6号)	市街化調整区域における施行の場合必要
小田原市公共下水道施設工事施行等承認申請書(様式第13号)	全ての自費工事で必要
事業計画書	全ての自費工事で必要
位置図	全ての自費工事で必要
計画平面図	全ての自費工事で必要
施設縦断図	本管を設置しない場合は不要
施設横断図	全ての自費工事で必要
施設構造図	全ての自費工事で必要
公図写	全ての自費工事で必要
公共下水道台帳	全ての自費工事で必要
土地使用承諾書	「2-1-2土地使用承諾書について」に該当する場合は必要
道路占用掘削申請書	市道の占用掘削が伴う場合は必要 (内容確認後返却します)

標準的な工事で完成時に必要な書類	備考
完成報告書(様式第19号)	市街化調整区域における施行の場合、市に譲渡する施設が無い場合に必要
下水道施設無償譲渡願(様式第17号)	全ての自費工事で必要
事業計画書	全ての自費工事で必要
位置図	全ての自費工事で必要
計画平面図	全ての自費工事で必要
施設縦断図	本管を設置しない場合は不要
施設横断図	全ての自費工事で必要
施設構造図	全ての自費工事で必要
公図写	全ての自費工事で必要
公共下水道台帳	全ての自費工事で必要
工事写真	全ての自費工事で必要
道路占用掘削許可書(本書)	市道の占用掘削が伴う場合は必要

## 2-1-1 図面の書き方について

### (資料編 人孔・取付管の平面図の書き方、参考図1～9)

各申請段階で必要な図面には小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則で必要とされている内容に加え、次に示す内容を記載して提出する。

#### (1) 自費工事申請及び物件設置申請時に必要な図面

平面図と縦断図に No. 0～人孔番号を付しこれを側点とし、既設の下水道管に近い方を若い番号とする。

また、図面は次の内容が確認できるように作成する。

- ・計画平面図：管径、勾配、人孔間距離、人孔種類、  
人孔オフセット（道路端部からの離れ）、  
取付管の接続部分から公共ますの中心までの距離と、  
取付管の上流人孔から接続部分まで距離を記載する。（施工後の延長を記載する。例えば、公共ますのみ入替を行った場合、0mではなくもともと台帳に記載されていた数値を記載する。）  
また、工事対象の公共ますは工事の内容（新設・本体入替・

蓋交換・撤去等)・種類・大きさ・蓋のタイプを明記する。

取付管及び公共ますに関する項目は1箇所ごとに記載する。

平面図は土地利用計画図や排水施設計画図により兼ねることを可能とするが、上記必要事項を全て網羅するとともに、排水施設の内容が見やすいよう工夫する。

- ・施設縦断図：側点、追加距離、地盤高、管底高、土被り、人孔間距離、勾配、管径を記載する。

縦断計画は下水道台帳に記載されている既設管路の管底高さを基準とする。(任意の高さとはしない)

本管を整備しない場合は不要。

- ・施設横断図：新設施設、既存施設、他企業埋設物等の位置を図示する。

路面復旧を行う場合、舗装構成・舗装範囲を明記する。

- ・施設構造図：寸法や使用材料などを図示する。

路面復旧を行う場合、舗装範囲を明記する。

## (2) 自費工事申請及び物件設置申請による工事完成時に必要な図面

実施平面図、実施縦断図、実施横断図、実施構造図

自費工事申請時の図面と必要な記載内容は同様とする。申請時の数値や寸法を黒書きで残し、出来形が計画と異なる場合には朱書きで記載し、違いがわかるように作成する。

実施縦断は計画時点同様、下水道台帳に記載されている既設管路の管底高さを基準とする。(任意の高さとはしない)

## (3) その他必要な図面

公共下水道台帳及び公図写には、事業区域及び区画割を赤書きし、下水道施設の位置を次の方法により明示する。

- ・新設される施設：赤書き実線
- ・撤去される施設：黒書きされた既存施設に赤書きで×
- ・改築される施設（公共ますや蓋の入替）：黒書きされた既存施設に赤書きで○

#### (4) 公共下水道台帳と作成図面について

土地利用を図る予定区域にある公共下水道の施設は利用の有無に関わらず、全て計画図面に記載する。

公共下水道台帳と現地の整備状況は事業を計画する者が確認することを原則とするが、まれに公共下水道台帳と現地の整備状況が異なる場合があるので、その場合は下水道管理者と協議し、次のとおり対応する。

(資料編 公共下水道台帳の書き方 (記載例))

＜公共下水道台帳と現地の整備状況が異なる場合の対応＞

		事業計画で利用する場合	事業計画で利用しない場合
台帳なし 現地あり	公共下水道へ 接続されている場合	・利用可能 ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に、 対象施設を赤書き点線で明記するとともに 「台帳もれ」と記載する	・1-3-1(3)に従い、既存下水道施設を扱う。 (廃止や公共ますの入替等) ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に 対象施設を赤書き点線で明記するとともに 「台帳もれ」と記載する。
	公共下水道へ 接続されていない場合	・不可	・雨水等に接続されているため、下水道への 申請等は不要
台帳あり 現地なし	本管から取付管の 分岐が確認できる場合	・利用可能 ただし、現地に公共ますが設置されているか、 取付管がどこまで残っているかは確認できない。	・1-3-1(3)に従い、既存下水道施設を扱う (廃止や公共ますの入替等) ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に 対象施設を赤書き点線で明記するとともに 「現地なし」と記載する
	本管から取付管の 分岐が確認できない場合	・不可	・すでに廃止されたものとして扱う ・計画平面図、実施平面図、公共下水道台帳に 対象施設を赤書き点線で明記するとともに 「現地なし」と記載する

### 2-1-2 土地使用承諾書について

#### (1) 土地使用承諾書の必要性について

官地から個人の敷地に公共ますを設置する際に申請者と土地所有者が異なる場合には自費工事の申請書に土地所有者の記名、押印を必要とする。

また、次の場合は資料編に定める土地使用承諾書に対象地の所有者を確認するための書類（登記簿謄本等）を添え、小田原市公共下水道施設工事施行等承認申請書に添付して提出する。(資料編 土地使用承諾書)

- ・公共ますを設置する予定の土地所有者以外の者が所有する土地に新たに下水道施設を設置する場合
- ・個人が所有する土地の中に本管を布設する場合

※開発行為で帰属される道路に新設の下水道管が設置される場合を除く

公共ますを設置する対象地の前面の道路が公図上地番表示されている場合でその土地が個人所有の場合は前述の通り土地使用承諾書を必要とするが、官地である場合はその土地が官地であることを証明する書類（境界確定図もしくは登記簿謄本の写し等）を添付する。

## （２）土地使用承諾書の扱いについて

対象土地の所有権を有する全ての者の承諾が必要であり、土地所有者が住所、氏名を自筆で記入し、押印（認印可）した土地使用承諾書に加え、対象となる土地の所有権を確認するため公図写と全部事項証明書を提出する。

### ２－１－３ 変更の対象について

小田原市下水道条例施行規則第 17 条第 3 項の変更の対象については、当初の申請内容に対し、次の内容を変更する場合に申請書の提出を要する。変更申請書は原則として、変更する予定の内容で現地施工する前に提出する。

次の項目に該当しない場合は、変更申請は不要とするが、工事完成時に必要な図面に実施状況や出来形を明記し提出する。

- ・ 本管及び取付管の口径、人孔や公共ますの大きさを変える場合
- ・ 本管の埋設位置（ルート）を変更する場合
- ・ 公共ますの新設、増減設及び廃止を行う場合
- ・ 本管及び取付管の取出し位置を大幅に変更する場合
- ・ 管路の埋設深さ、勾配を大幅に変更する場合

※取出し位置の変更、管路の埋設深さ、勾配を大幅に変更する場合、変更申請の必要性については下水道管理者との協議により決定する。

## 2-2 工事写真及び検査について

### 2-2-1 工事写真について

工事完成時に必要な図書として工事写真を提出する。

工事写真は、各工種の施工前・施工中・施工後の確認が十分できるようにする。特に完成後不可視となる部分は申請書の内容の履行状況が確認できるように撮影する。(資料編 工事写真に関する注意事項)

### 2-2-2 検査について

工事が完成した際には完成時に必要な書類を提出後、下水道管理者による完成検査を受ける。下水道管理者は本基準及び工事検査チェックシートに基づき検査を実施する。(資料編 工事検査チェックシート)

路面復旧する工事の場合、路面復旧の範囲内に設置される下水道施設を対象として、路面復旧の前に中間検査を実施する。中間検査の日程については、事前に下水道管理者と日程調整を行う。

完成検査及び中間検査の際には、設置した全ての施設の蓋が開閉できる状態にするとともに、管路の状態を確認するための鏡・ライトと流化能力を確認するための水を準備する。

## 2-3 下水道施設の譲り受けの制限について

民地からの下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設は排水設備と呼ばれ、個人・法人が私費をもって設置し、管理を行うものである。(下水道法第10条)

下水道施設が明らかに個人の専用通路に設置される場合などは排水設備に該当するため、市で譲り受けることはできない。

## 2-4 抑制施設について

### 2-4-1 雨水流出抑制施設について

開発面積5,000㎡を超えるもの、又は排水によって、開発区域及びその周辺の地域、もしくは、放流先の排水能力により下流部に溢水等による被害が生じることが予想される場合は、別に定める雨水流出抑制施設設置基準により、雨水流出抑制施設を設置し、排出量の調整を行う。

なお、次に該当する場合は浸透施設の適用を除外する。

- ・浸透施設を設置する事により、地盤の安定性が損なわれる恐れのある区域  
(例 宅地造成工事規制区域など)
- ・放流先の排水施設や地下水位等の状況により、浸透施設の設置が不適切であると認められる区域。

### 2-4-2 汚水抑制施設について

以下に該当する開発事業等を行う場合は、別に定める汚水抑制施設設置基準により排出量の調整を行う。

- ① 計画される汚水量が、1日当たり50㎡を超える場合。
- ② 計画される汚水量が、本市計画汚水量の1.5倍を超える場合。
- ③ 周辺の下水道施設の状況から、特に当該汚水の排出量を調整する必要があると認めた場合。

## 小田原市公共下水道設置基準（資料編）

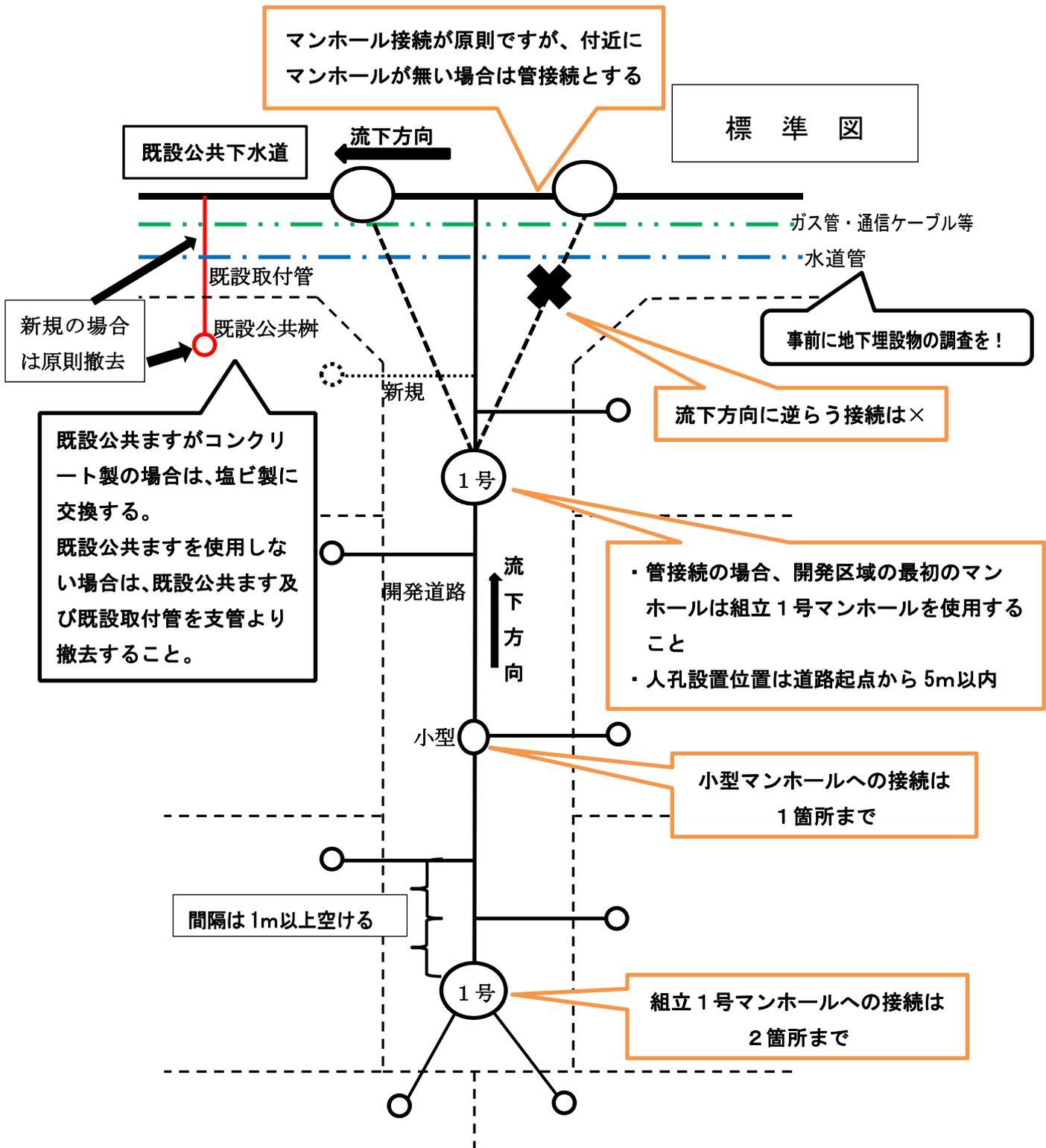
小田原市公共下水道設置基準（資料編） 目次

- 資 P1 標準図
- 資 P2 人孔・取付管の平面図の書き方
- 資 P3 参考図 1 横断図
- 資 P4 参考図 2 縦断図
- 資 P5 参考図 3 組立 1 号マンホール標準構造図  
組立特殊 1 号マンホール標準構造図
- 資 P6 参考図 4 小型マンホール標準構造図
- 資 P7 参考図 5 副管標準構造図
- 資 P8 参考図 6 管接続標準図
- 資 P9 参考図 7 公共ます標準構造図
- 資 P10 参考図 8 管防護標準図
- 資 P11 参考図 9 組立 1 号割込マンホール標準構造図  
組立特殊 1 号割込マンホール標準構造図
- ※参考図は全て本管径φ200 mm、取付管径φ150 mmの場合とした
- 資 P12 公共下水道台帳の書き方
- 資 P13～14 自費工事の流れ
- 資 P15～16 下水道事業認可区域内における自費工事等区分参考資料
- 資 P17～18 工事写真に関する注意事項
- 資 P19 土地使用承諾書

資 P20～30 様式記載例

資 P31～32 工事検査チェックシート

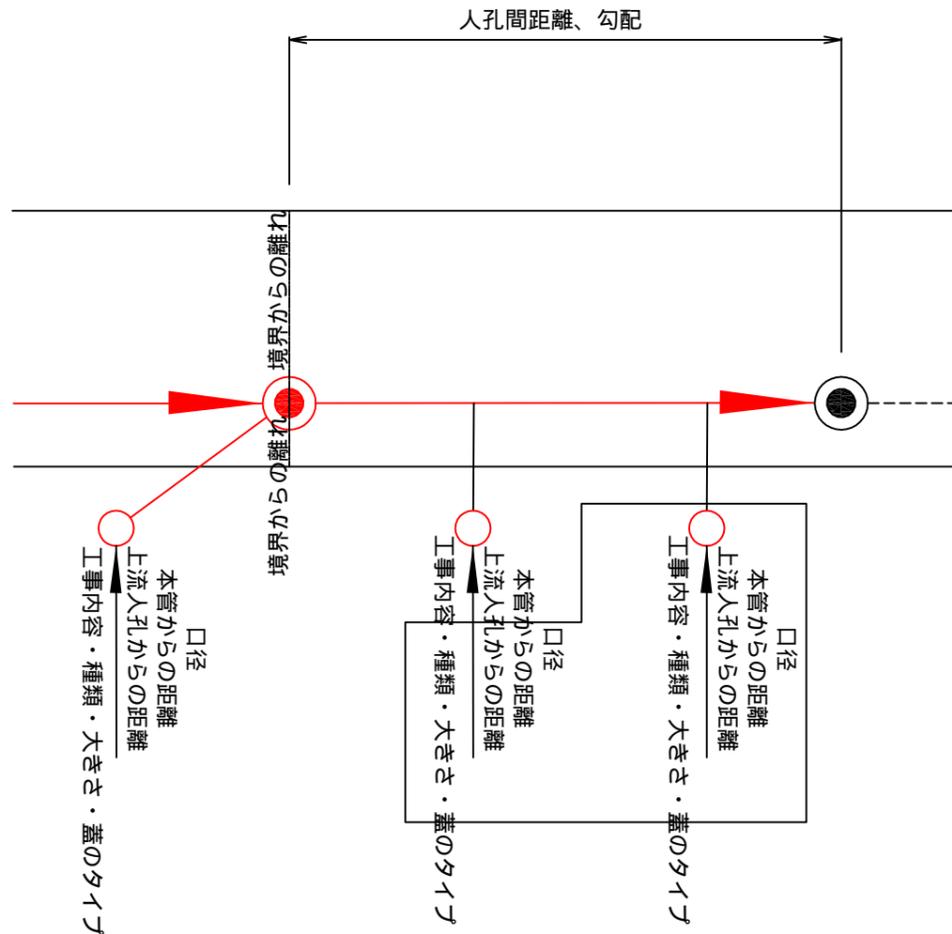
資 P33 標準的な掘削幅



- ・ 公共下水道に接続する際は、事前に地下埋設物の調査を行い、支障のないようにしてください。(占用物の名称・位置・深さ・大きさ等調査してください。)
- ・ 新規のマンホールは、手前を組立1号マンホールにしてください。
- ・ マンホールを複数設置する場合は、組立1号マンホール、小型マンホールを交互に設置することができる。
- ・ 直線部のマンホール間隔は、1号～1号の場合は最大75m、1号～小型の場合は最大50m。
- ・ マンホール内で60cm以上の落差を生じる場合は、副管を設置してください。
- ・ 新規取付管は、マンホールの継手及び他の取付管より、1m以上間隔を空けてください。
- ・ 既設公共枺を撤去する場合は、既設取付管も撤去します。(支管部より撤去)

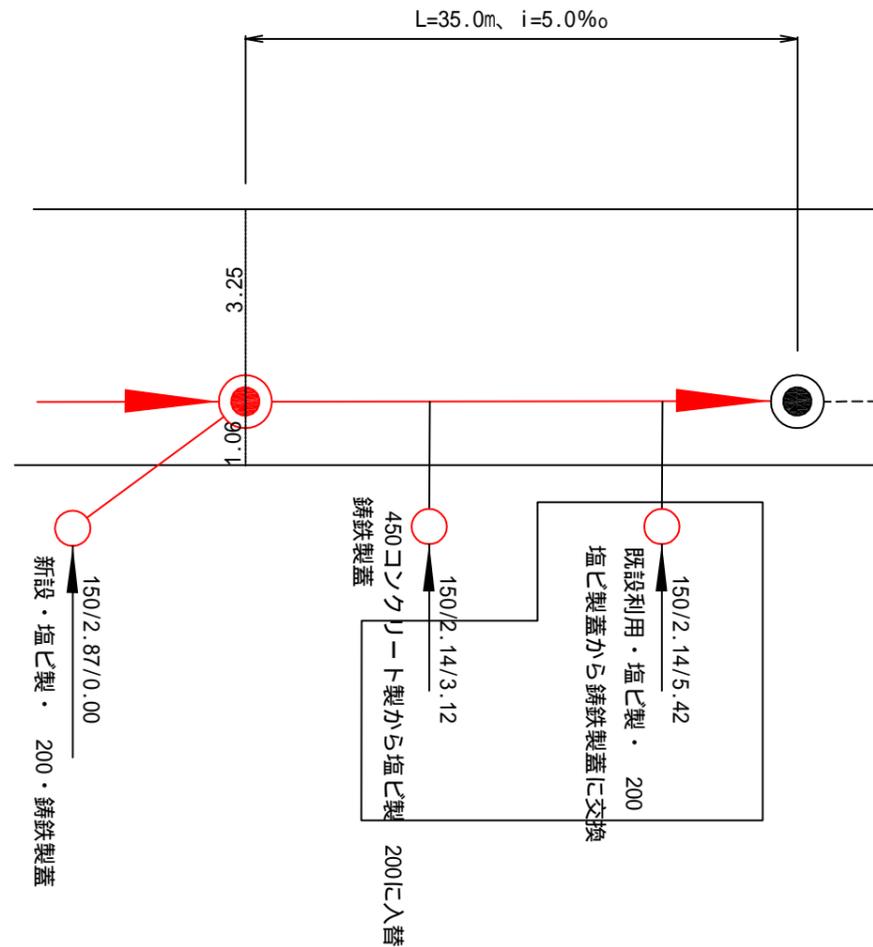
# 人孔・取付管の平面図の書き方

## < 記載内容 >



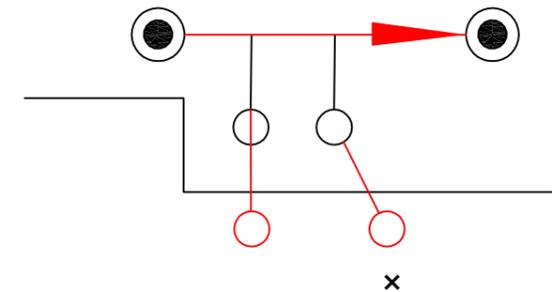
上流人孔からの距離は人孔芯から分岐箇所までとする  
(人孔接続の場合の上流人孔からの距離は0.00)  
本管からの距離は本管芯から、ますの中心までとする

## < 実施平面図 記載例 >



竣工図に記載する出来形の人孔間距離は0.01mまで単位を入れる  
人孔間距離は蓋のセンターではなく、本体のセンターになるので計るときは注意  
(1号人孔は11.5cm、特殊1号人孔は14.5cm、上流側に偏芯しているので注意)

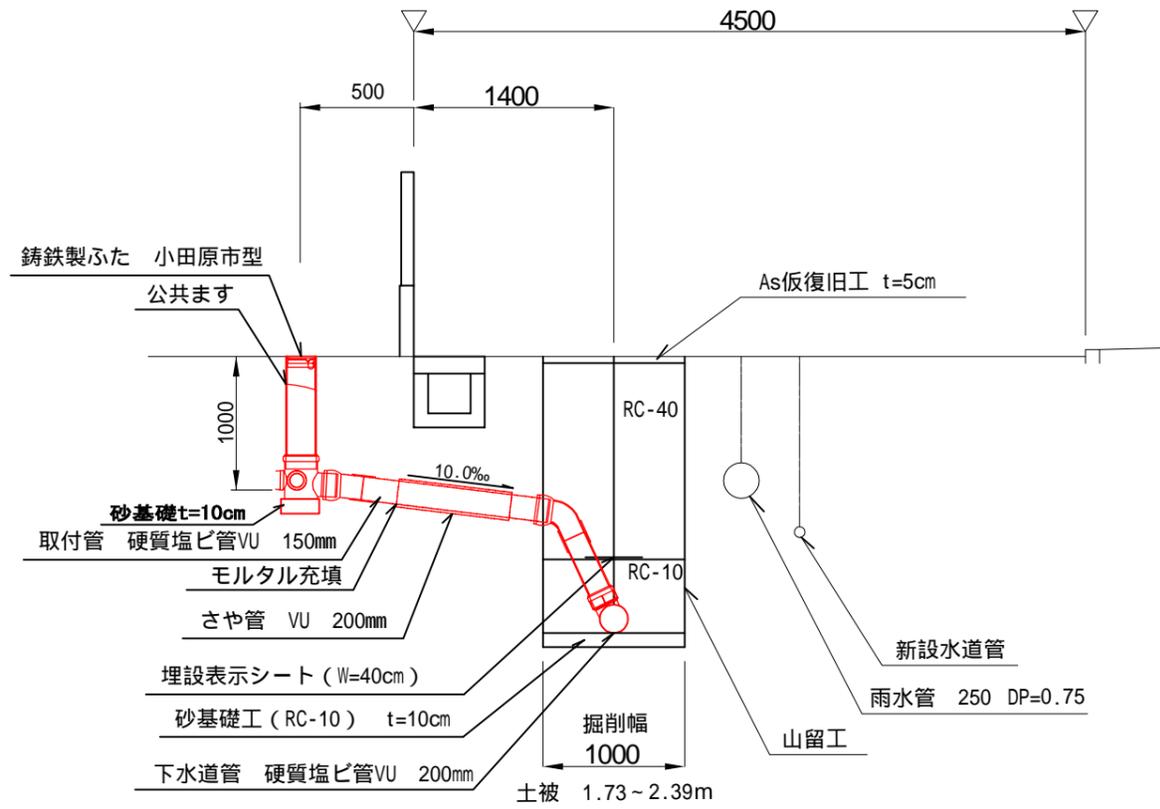
## (取付管・公共ます設置の注意事項)



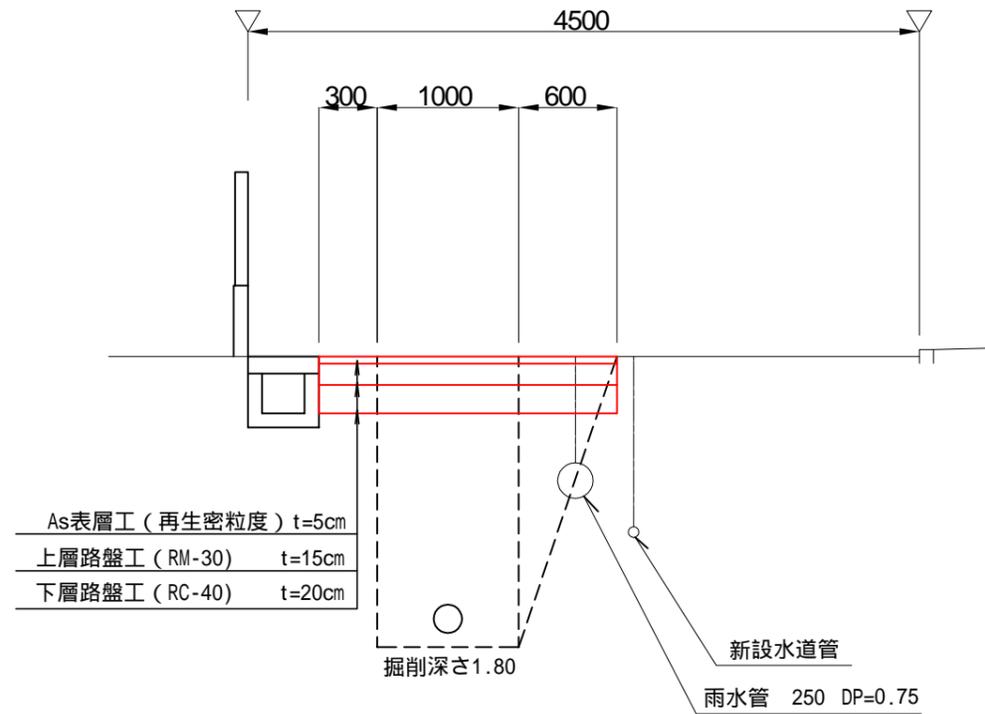
既設の公共ますを道路上に残すことは不可。  
取付管の布設方向は本管に対して直角、かつ、  
直線的に布設するため、取付管の角度を変えることは不可。

# 標準横断面図

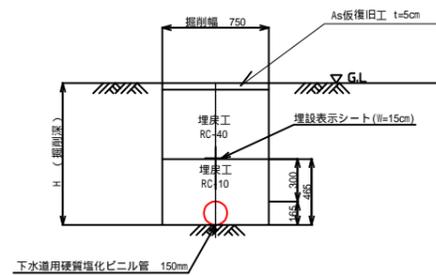
本管標準横断面図



路面復旧標準横断面図

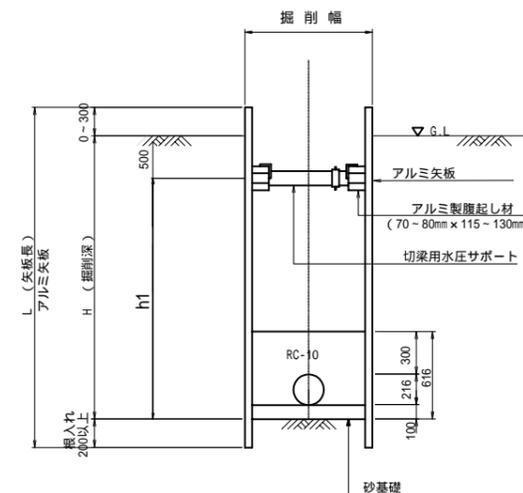


取付管標準横断面図



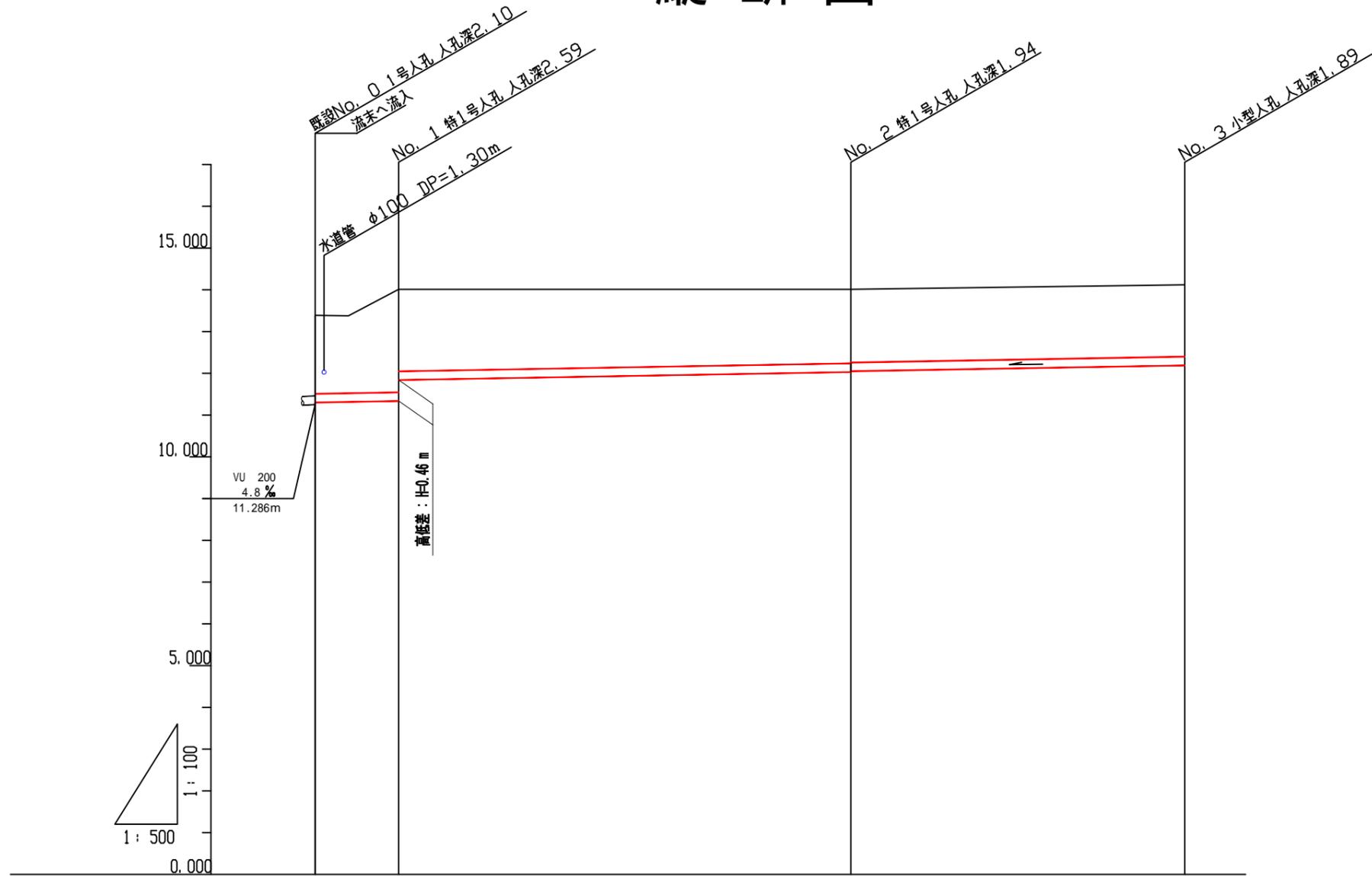
山留工標準図

本管 (掘削深 1.5m < H < 2.0m)



# 縦断図

# 参考図 2

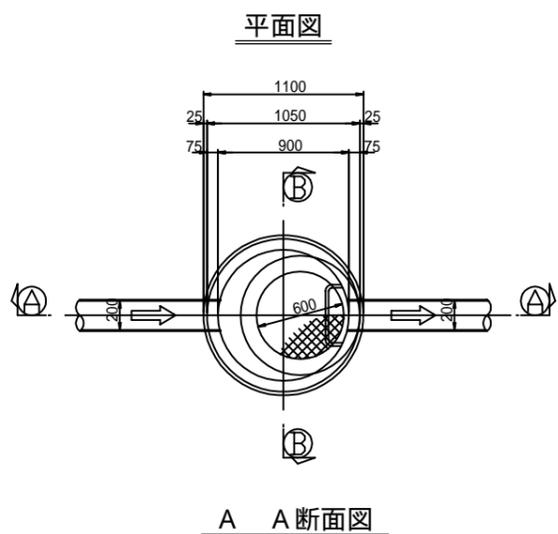


管 径	← φ200mm →			
勾 配	← i=3.5 % →			
人 孔 間 距 離	← 10.00m →	← 53.80m →	← 40.40m →	
土 被 り	1.79	2.33 1.93	1.73 1.71	1.68
管 底 高	11.286 11.386	11.421 11.881	12.071 12.091	12.231
現 在 地 盤 高	13.386	14.014	14.013	14.122
追 加 距 離	0.00	10.00	64.20	104.20
測 点	No. 0	No. 1	No. 2	No. 3

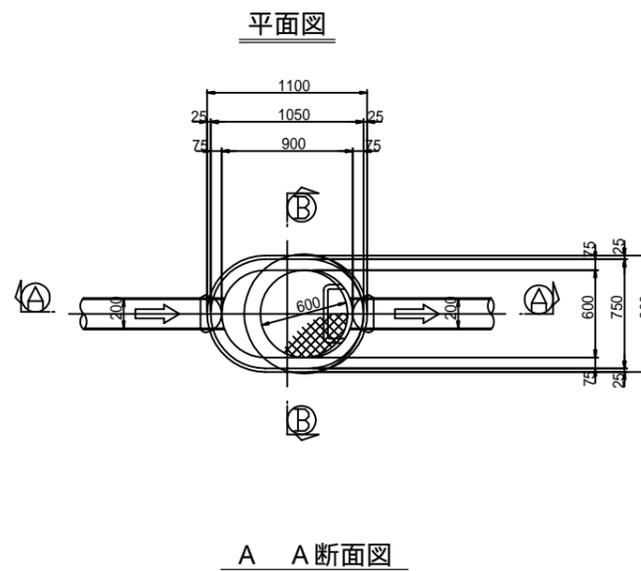
※既設管路の管底高さは公共下水道台帳に記載されている数値とし、新設管路の高さを管理する

# 参考図 3

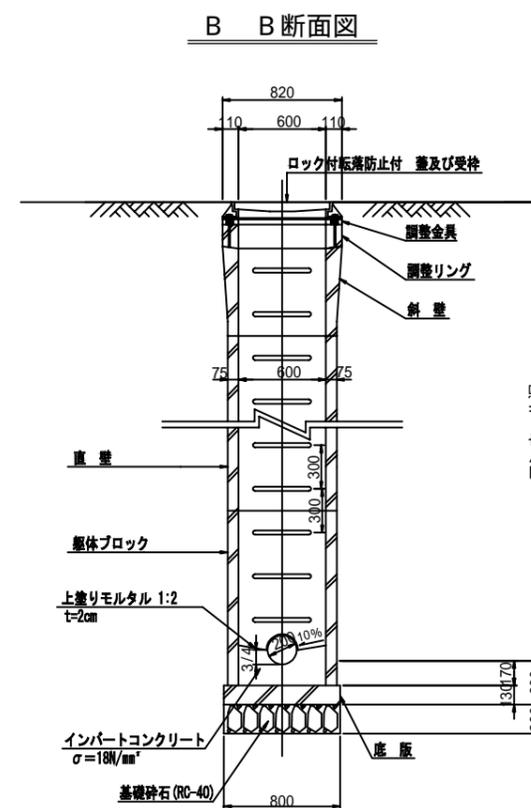
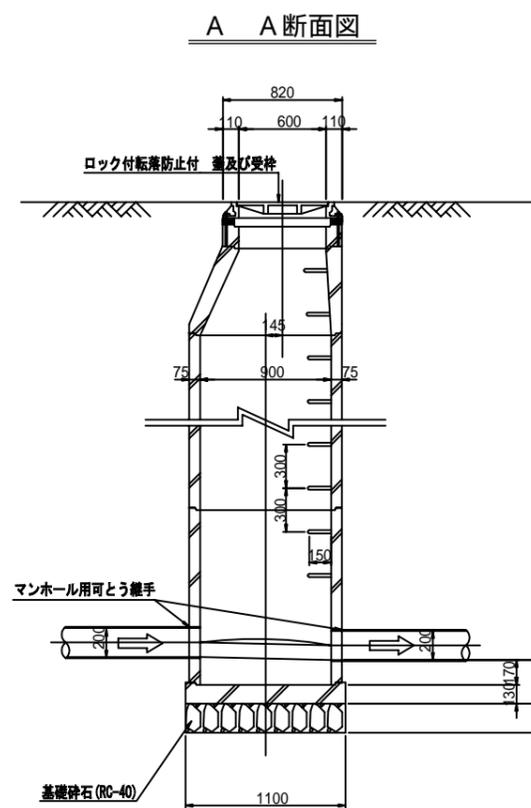
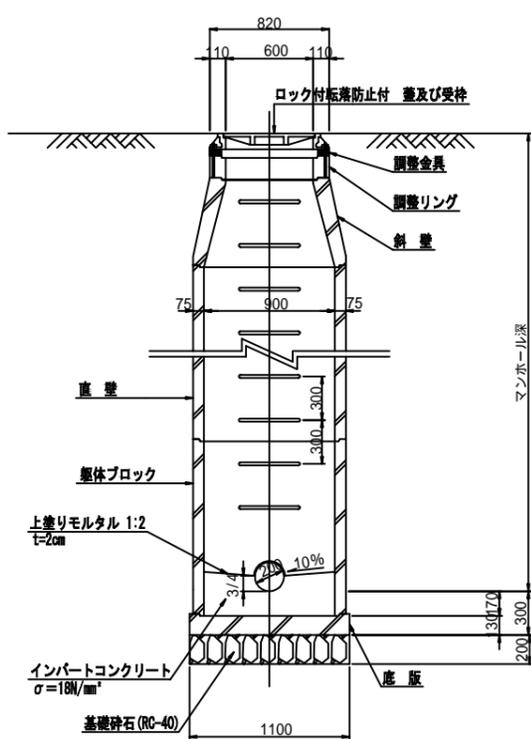
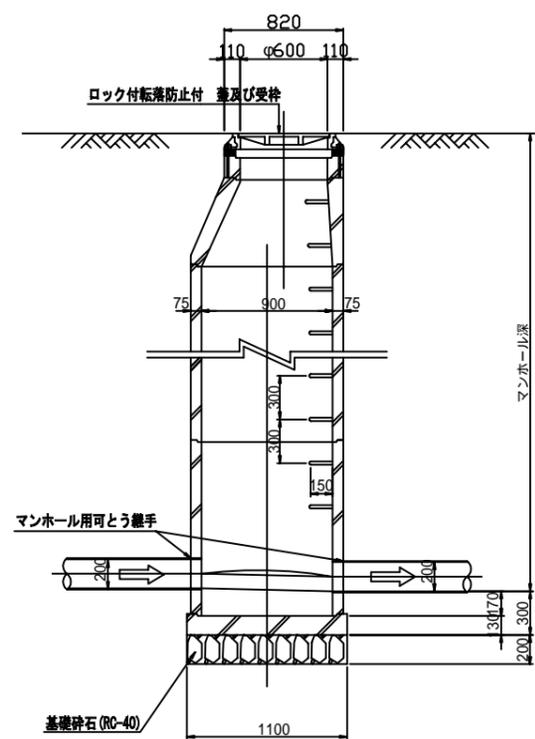
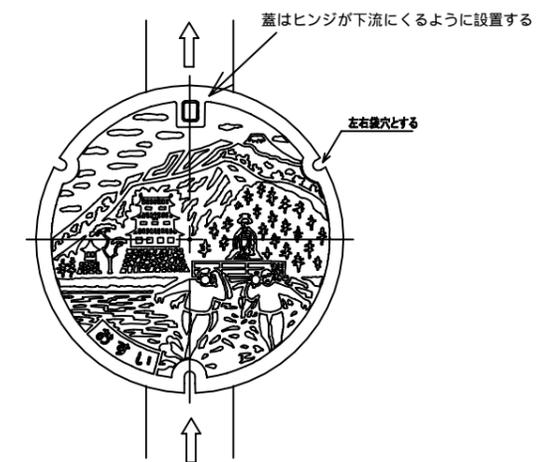
組立 1 号マンホール標準構造図 S=1:50



組立特殊 1 号マンホール標準構造図 S=1:50



小田原市デザインマンホール蓋

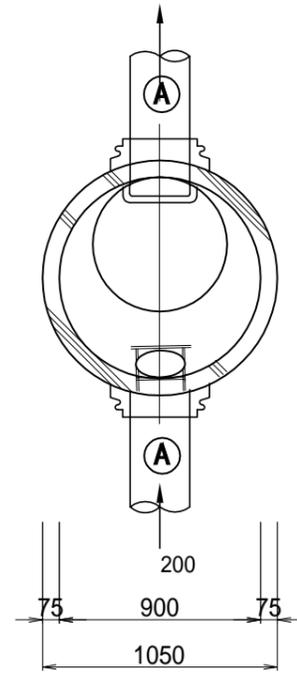


寸法は参考数値。

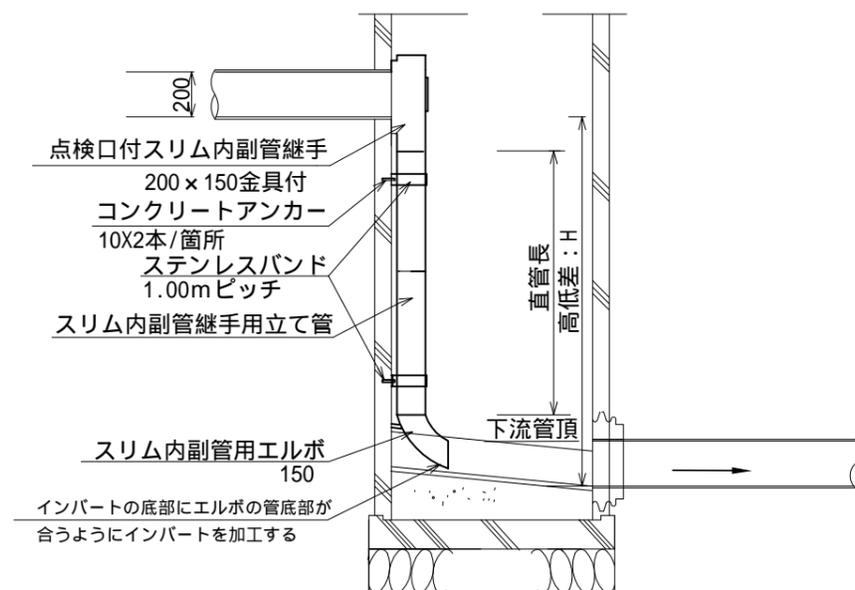


内副管構造図

平面図

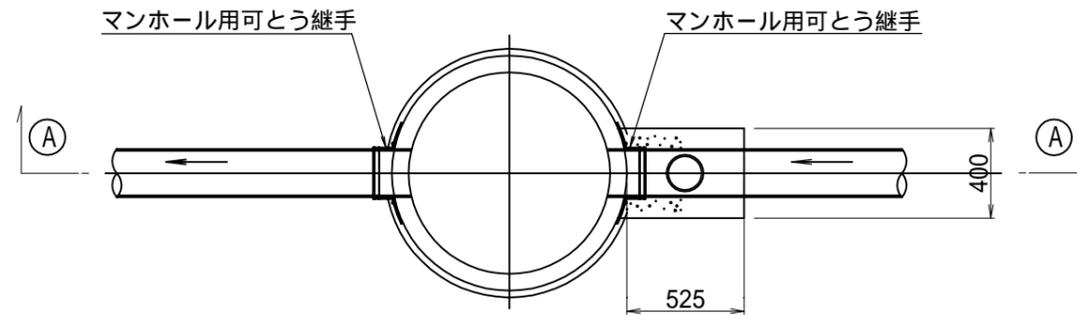


①-① 断面

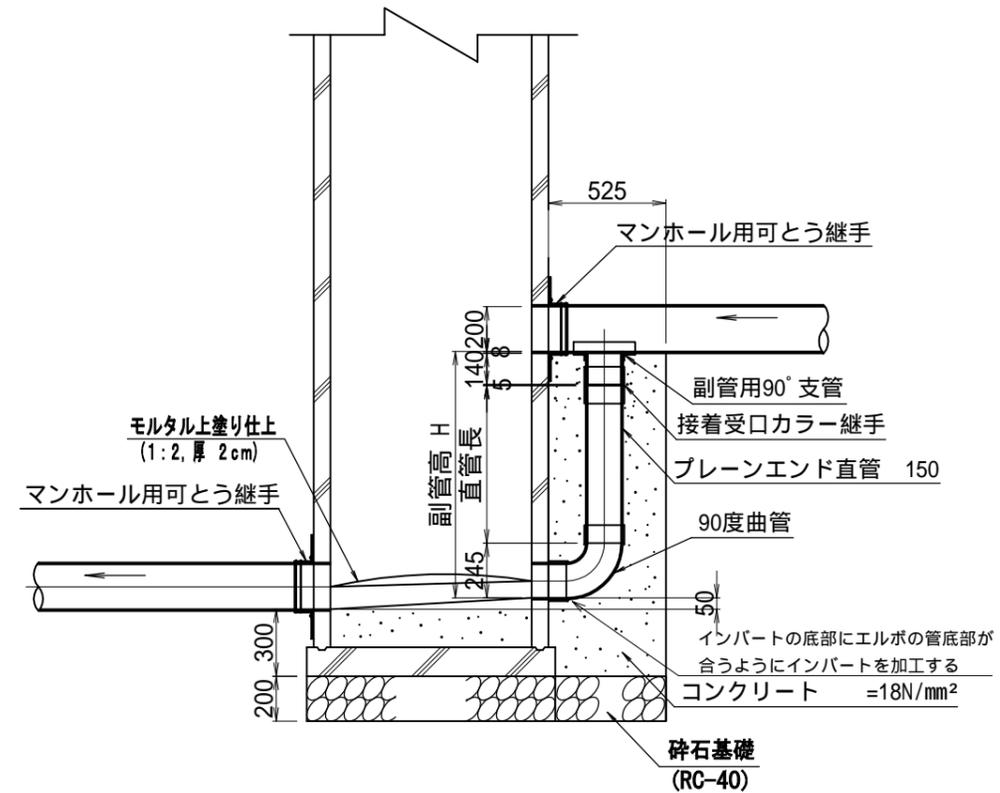


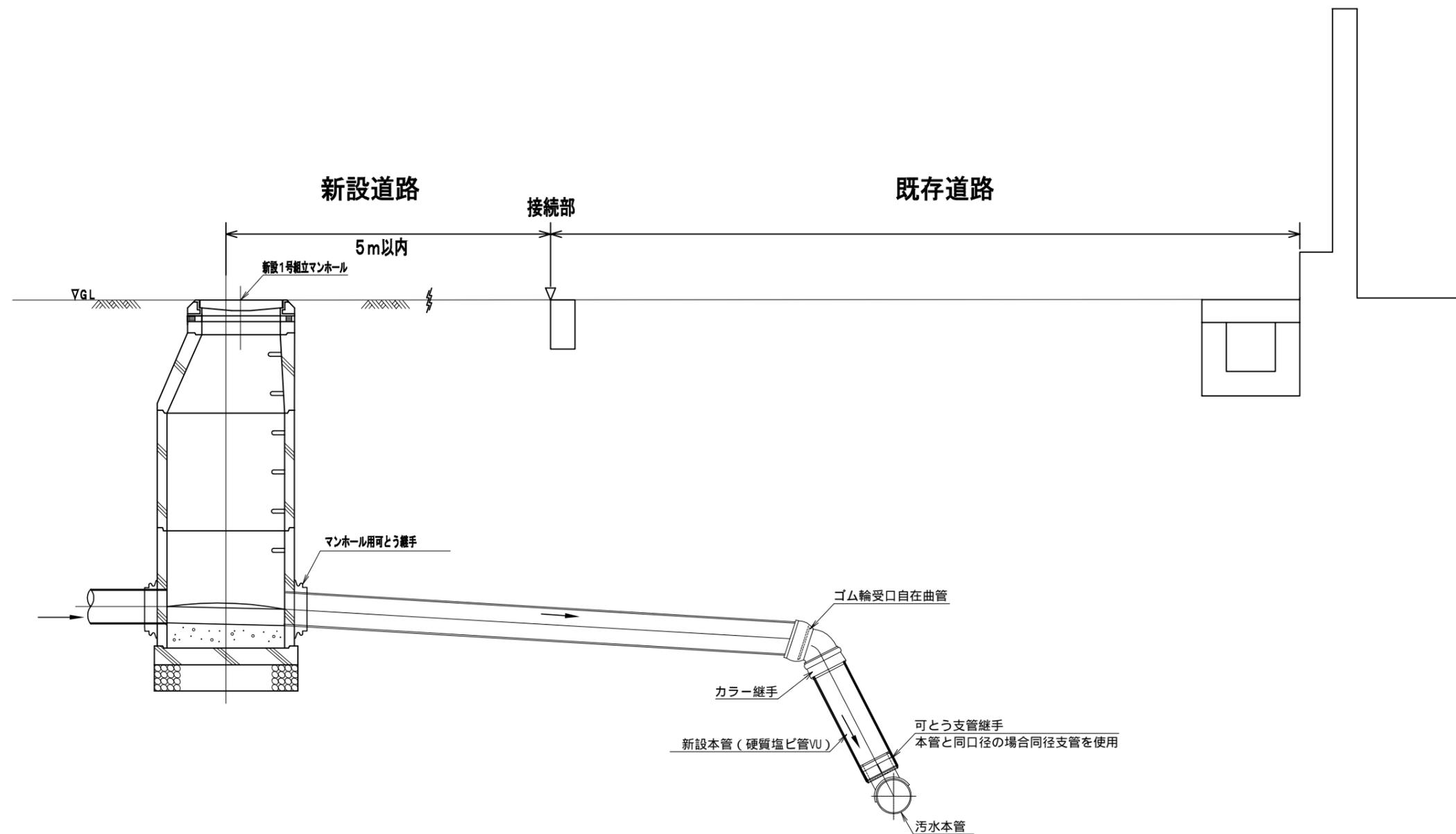
外副管構造図

平面図



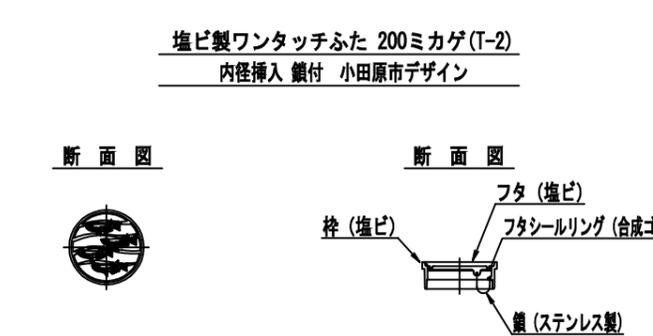
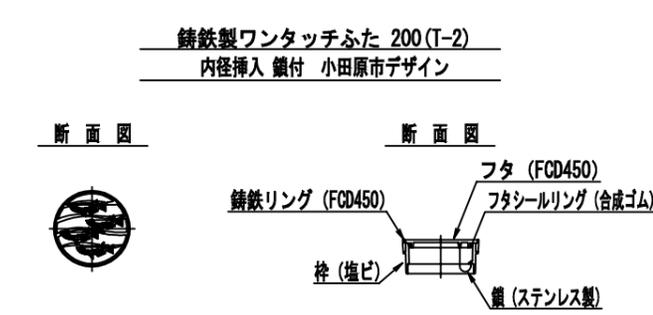
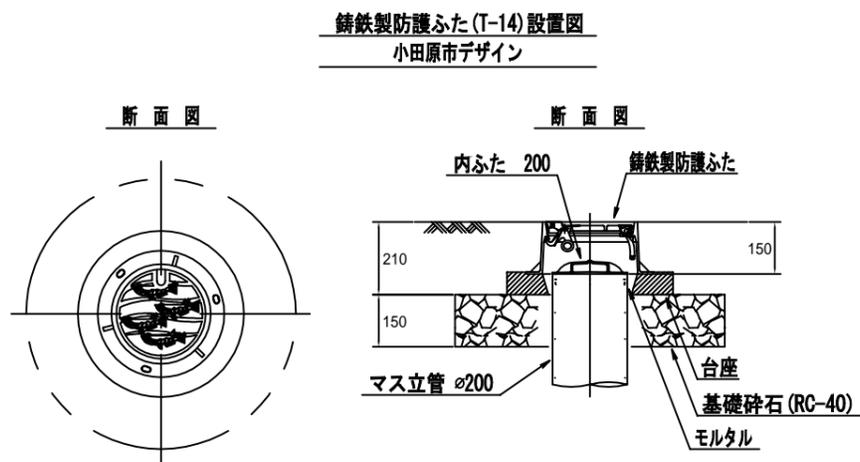
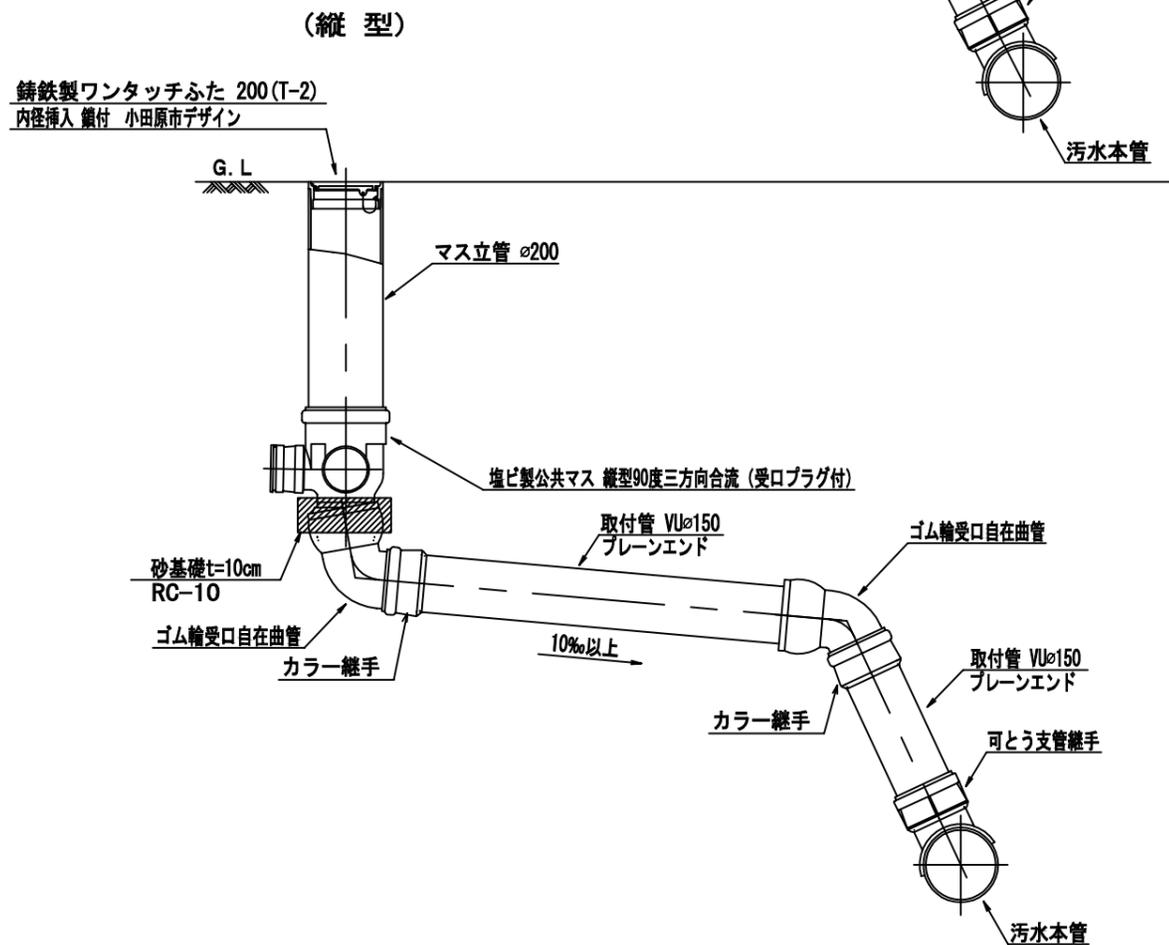
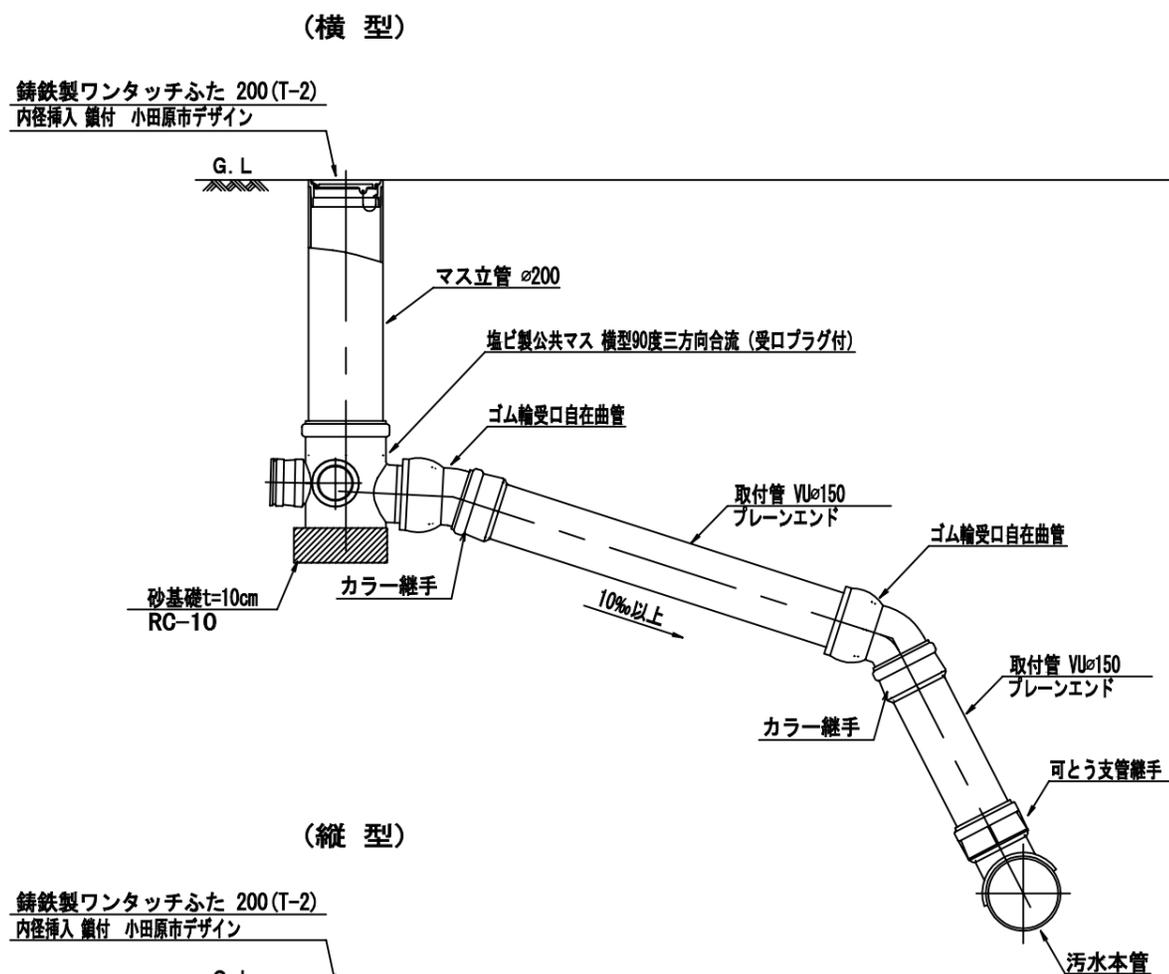
①-① 断面





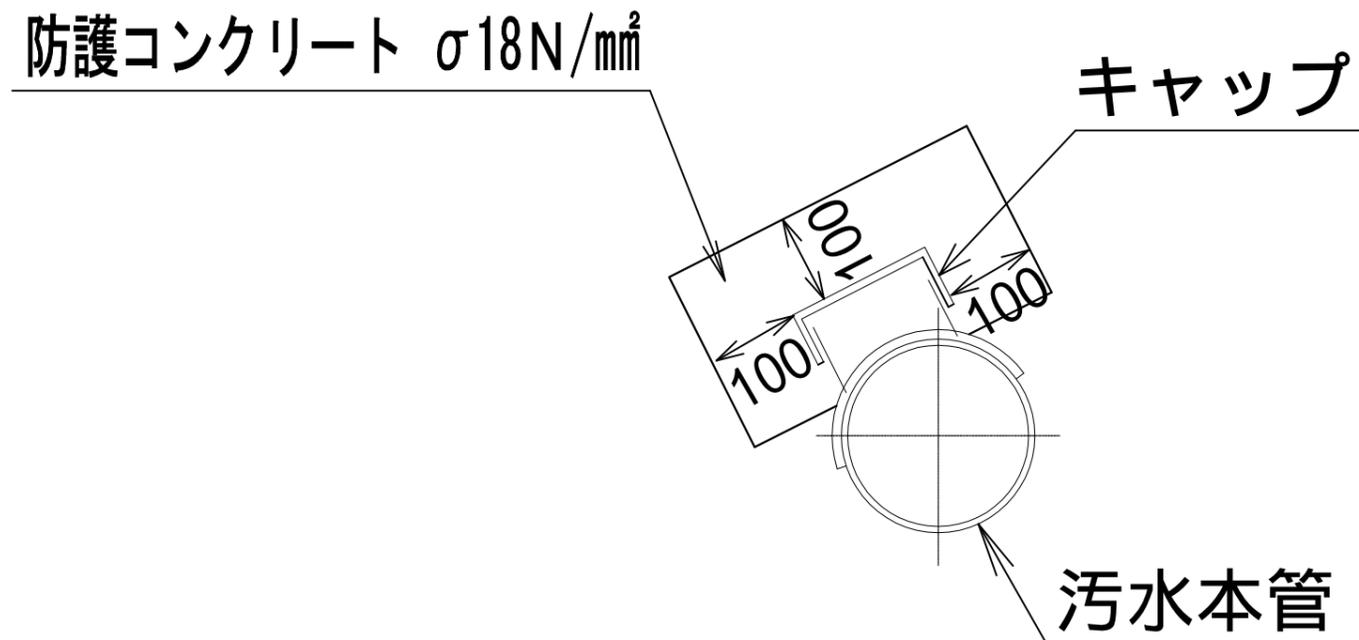
管接続の場合は、新設道路に既存道路の交差部より 5 m 以内に組立 1 号マンホールを設置すること  
 縦断図には人孔から曲管までの高さ及び勾配を記載する（延長は本管芯から人孔芯までの距離）  
 勾配は原則上流部と同じにする。

公共ます標準構造図 S=1:20



※取付管上部に水路構造物がある場合など、取付管の埋設位置を深く設ける際は縦型を使用する

管防護標準図 縮尺1 : 10



管外側から厚さ10cmでコンクリートによる防護措置をすること

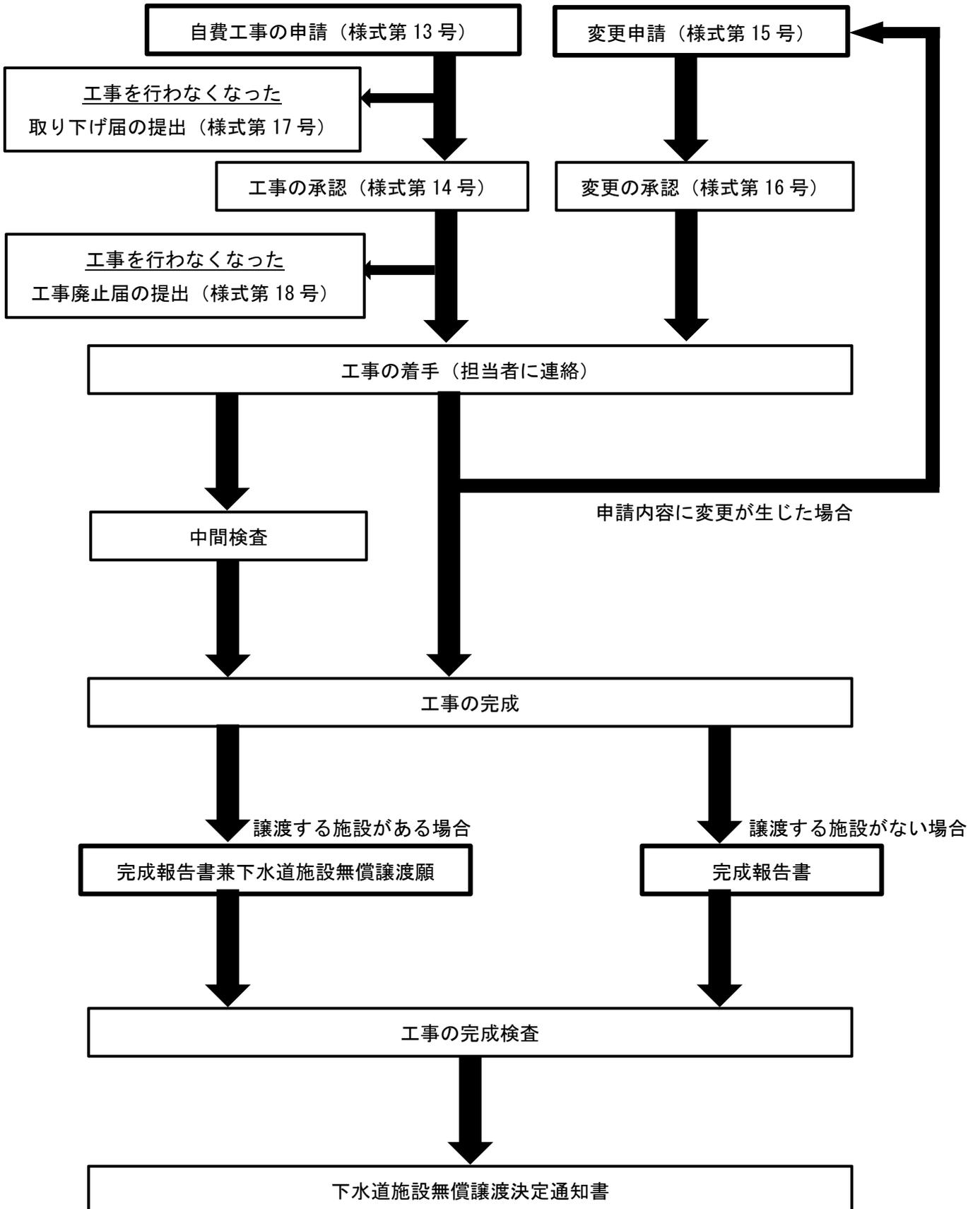




# 自費工事の流れ（様式第13号による申請）

全ての自費工事が対象となります

フロー図

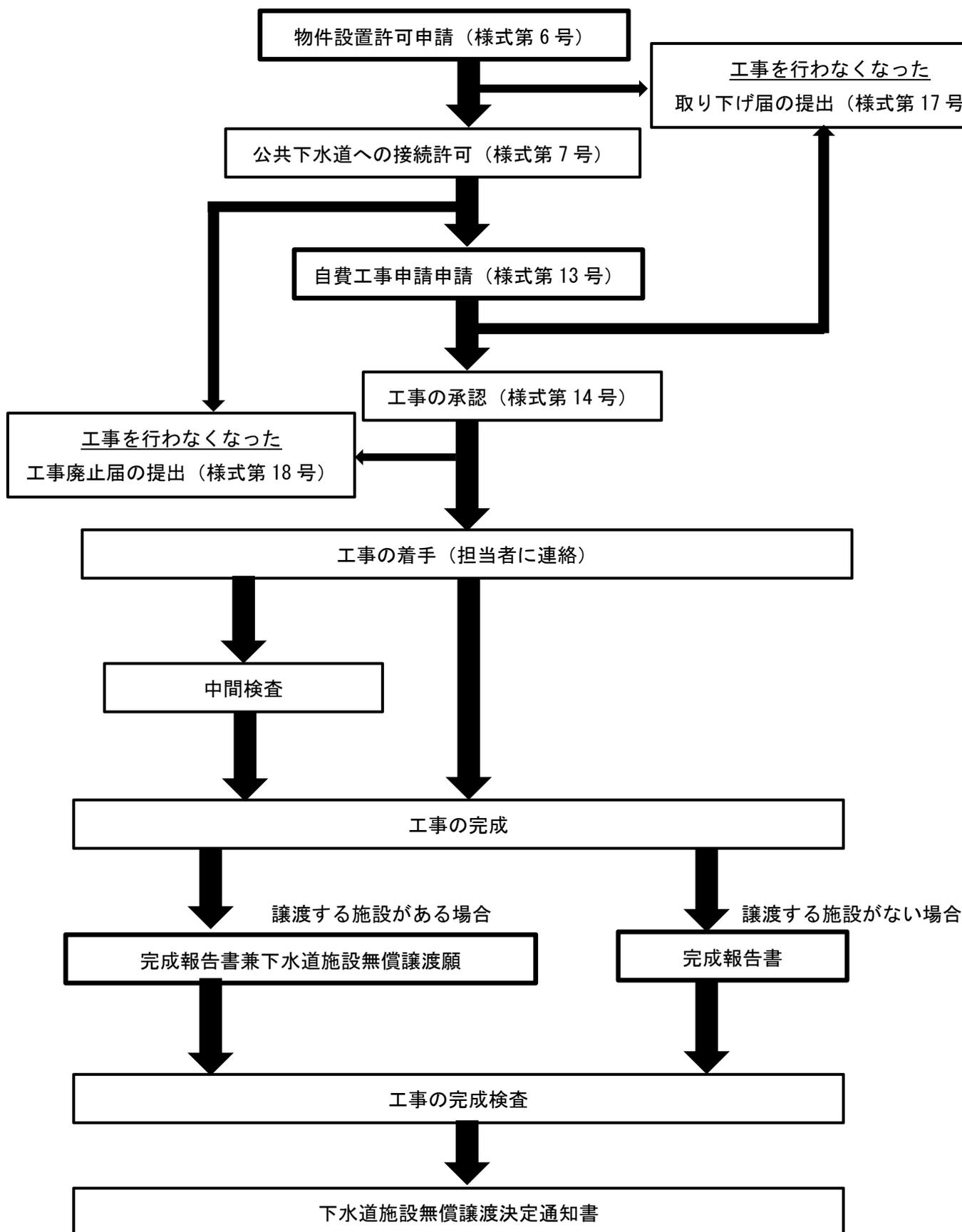


# 自費工事の流れ（様式第6号による申請）

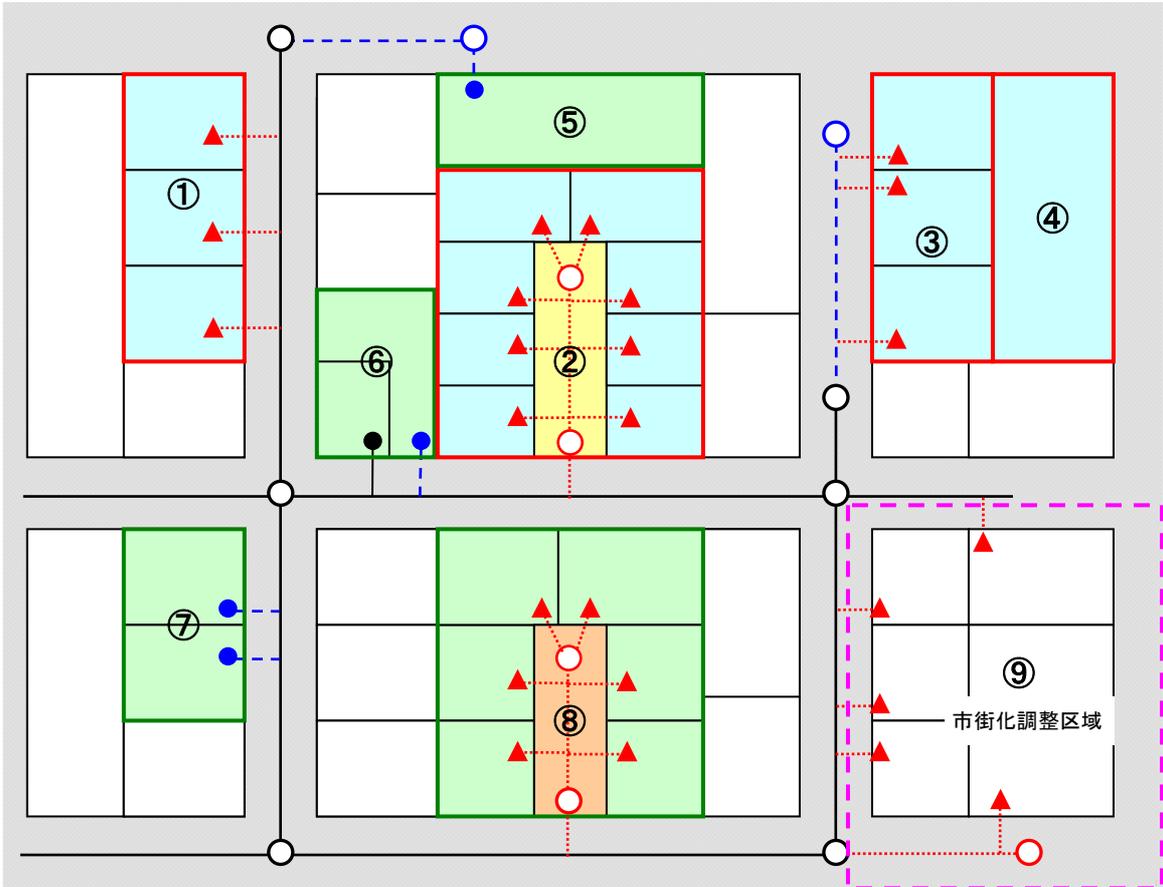
フロー図

※市街化調整区域から市街化区域に接続する場合

※工事承認後の変更申請の流れは様式第13号による申請と同じ



# 下水道事業認可区域内における自費工事等区分参考資料



凡 例

	計画区域（開発・条例）
	計画区域（開発・条例以外）
	整備済み管渠
	自費施工となる管渠
	市の負担により設置が可能な管渠

- ① 開発・条行為区画前面まで下水道整備済みの場合
- ② 開発・条行為区画前面まで下水道整備済みで区域内に道路を新設する場合
  - ・本管接続及び開発・条区域内の整備は起因者が自費施工
- ③ 開発・条行為区画近くまで下水道が整備済みの場合
  - ・計画区域前面までの延伸を市で負担することが可能
  - ・本管接続及び開発・条区域内の整備は起因者が自費施工
- ④ 開発・条行為区画近くまで下水道が整備されていない場合
  - ・合併処理浄化槽を起因者が設置
- ⑤ 開発・条行為に該当しない土地利用区画近くまで下水道が整備済みの場合
  - ・計画区域前面までの延伸及び取出しは市で負担することが可能。
- ⑥ 開発・条行為に該当せず区画の変更により新規取出し管が必要な場合
  - ・新規取出し管を市で負担することが可能
- ⑦ 開発・条行為に該当しない土地利用区画前面まで下水道整備済みの場合
  - ・新規取出し管を市で負担することが可能
- ⑧ 開発・条行為に該当しない区画前面まで下水道整備済みで区域内に道路を新設する場合
  - －1. 既に取り出しを行なっている場合
    - ・利用形態の変更のため本管接続及び区域内の整備は起因者が自費施工  
(既設取出し管を使わない場合は自費撤去)
  - －2. 受益者負担金当納付が猶予されていた場合
    - ・計画に先立ち受益者負担金を納付した際には本管の接続・第1人孔(最短距離)までの整備を市で負担することが可能、区域内の整備は起因者が自費施工
    - ・受益者負担金を納付しない場合は本管接続及び区域内の整備は起因者が自費施工(負担金を自費施工により相殺)
- ⑨ 市街化調整区域において下水道に接続可能な場合
  - ・整備は起因者が自費施工

※市の負担により設置が可能な管渠は予算、現場状況、当該地の筆の設定状況等に応じて、案件ごとに個別に判断する必要があるため、希望される場合は下水道部の担当窓口までご相談ください。

## 工事写真に関する注意事項

譲渡を受ける下水道施設は地下にあるため、写真による確認を行います。

提出する写真につきましては、各工種の施工前・施工中・施工後の確認が十分出来るように撮影していただき、申請内容と相違がないか確認を行います。

提出された写真で、申請内容のとおり施工をしたか確認できないときは、工事のやり直しや、施設自体の譲渡を受けられない事もあります。

つきましては、次の点が確認出来るよう写真管理を行ってください。

○各工種（マンホール・本管・取付管・公共ます等）の施工前・施工中・施工後が確認できるようにしてください。

### ○新設する場合

・施工前の現況写真

・土工事（舗装切断状況・舗装版取り壊し・床掘までの掘削状況）

※占有掘削申請をしている現場では、申請した内容で施工をしているか（掘削幅・掘削深・掘削延長など）確認できるように写真管理をしてください。

・仮設材（山留の状況など）の設置状況

・砂基礎の施工状況（施工幅・転圧状況・厚さの検測）

・管理設状況

・本管の削孔状況（施工前・施工中・施工後）＜本管・取付管＞

・支管の施工状況（施工中・施工後）＜取付管＞

・マンホールの設置状況

・マンホール継手（可とう継手）の施工状況（施工中・施工後）

・公共ます設置状況

・埋戻し（RC-10）の施工状況（埋戻し作業状況・転圧状況・厚さの検測）

・埋設シート（W=40cm）の施工状況

・埋設シート（W=15cm）の施工状況＜取付管＞

・埋戻し（RC-40）の施工状況（埋戻し作業状況・転圧状況・厚さの検測）

※一層当たりの厚さは、20cm以下で行い仮復旧が有る場合は、その舗装構成が確保できるまで埋戻しを行う。

仮復旧の施工状況（施工幅・転圧状況・厚さの検測・乳剤散布等）

### （注意）

道路管理者との協議により道路構造物（道路側溝など）の下を掘削する際に指示を受けた場合はその指示に従い、申請と施工を行ってください。

道路管理者からの指示事項（一例）

「構造物直下に下水道施設を占用する場合、構造物直下を直接掘らない工法を採用する指示を受けた場合など」

写真管理につきましては、協議内容と相違なく施工を行っているか確認ができるようにしてください。

### ○撤去する場合

・施工前の現況写真

・土工事（舗装切断状況・舗装版取り壊し・床掘までの掘削状況）

※占用掘削申請をしている現場では、申請内容で施工をしているか（掘削幅・掘削深・掘削延長など）確認できるように写真管理をしてください。

・仮設材（山留の状況など）の設置状況

・撤去する既設管の状況

・撤去の施工状況（施工中・施工後）

・防護措置の状況（施工中・施工後）

※自費工事で申請した内容で施工しているか確認できるようにしてください。

・埋戻し（RC-10）の施工状況（埋戻し作業状況・転圧状況・厚さの検測）

※撤去した本管部のみの施行です。

・埋戻し（RC-40）の施工状況（埋戻し作業状況・転圧状況・厚さの検測）

※一層当たりの厚さは、20cm以下で行い仮復旧が有る場合は、その舗装構成が確保できるまで埋戻しを行う。

・仮復旧の施工状況（施工幅・転圧状況・厚さの検測・乳剤散布など）

### （注意）

道路管理者との協議により道路構造物（道路側溝など）の下を掘削する際に指示を受けた場合はその指示に従い、申請と施工を行ってください。

道路管理者からの指示事項（一例）

「構造物直下に下水道施設を占用する場合、構造物直下を直接掘らない工法を採用する指示を受けた場合など」

写真管理につきましては、協議内容と相違なく施工を行っているか確認ができるようにしてください。



# 記 載 例

様式第6号(第9条関係)

小田原市公共下水道物件設置等許可申請書		
平成 年 月 日		
小田原市長様		
住所 申請者 氏名		
認印で構いません 印		
次のとおり申請します。		
申請区分	新設・改築・撤去 本管・人孔・公共ます・取付管	
申請の目的及び内容	市街化調整区域から市街化区域の公共下水道に接続するため 独立した申請書類であるため	
土地所有者 〔申請者と異なる場合〕	住所	電話 ( )
	氏名	
事業者 〔申請者と異なる場合〕	住所	電話 ( )
	氏名	
設計者	住所	電話 ( )
	氏名	
工事予定者	住所	電話 ( )
	氏名	
事業の名称	開発事業・建築行為・その他 ( ) 開発事業の場合の受付番号：29-1	
設置場所	小田原市 住居表示ではなく地番表示で記載してください 例 荻窪字反町300番地	
工事の期間	許可日 ~ 平成 年 月 日	
添付図書	事業計画書・位置図・計画平面図・施設縦断図 施設横断図・施設構造図・公図写・公共下水道台帳 土地使用承諾書(＋対象地の所有者が確認できる書類)	

〇道路占用掘削申請〔市道・県道・国道〕

様式第13号申請を伴う場合は  
その際に提出でも良い

# 事業計画書

## 1 事業計画の概要

- 計画面積 :                    m<sup>2</sup>
- 計画建築物 :
- 計画戸数 :                棟 (        戸)

本管・人孔・取付管を撤去する場合は備考欄に数量を記載する

人孔間距離を記載してください

## 2 下水道施設の詳細

		種類及び形式	距離及び他	備考
汚水施設	本管	塩ビ管(VUφ200)	12.15m	2.1m撤去
	人孔	組立式1号 組立式特殊1号 小型人孔(塩ビ製φ300) レジン製φ300	2基 1基 1基	組立式1号 人孔1基撤去
	公共ます	小田原市型(塩ビ製φ200)	新設 3基 入替 2基 撤去 1基	
	取付管	塩ビ管(VUφ150)	3箇所 (9.05m)	
その他				

様式に記載されている材料と異なるものを使用する場合は適宜見え消しや追記してください

取付管の箇所数と本管から公共ますまでの総延長を記載してください  
(占用延長、施工延長とは異なる)

# 記 載 例

様式第 13 号 (第 17 条関係)

小田原市公共下水道施設工事施行等承認申請書		
平成 年 月 日		
小田原市長様		
申請者 住所 氏名	認印で構いません 印	
次のとおり申請します。		
申請区分	新設・改築・撤去 本管・人孔・公共ます・取付管	
申請の目的及び内容	下水道施設の自費工事のため	
土地所有者 〔申請者と異なる場合〕	住所	電話 ( )
	氏名	
事業者 〔申請者と異なる場合〕	住所	電話 ( )
	氏名	
設計者	住所	電話 ( )
	氏名	
工事予定者	住所	電話 ( )
	氏名	
事業の名称	開発事業・建築行為・その他 ( ) 開発事業の場合の受付番号：29-1	
設置場所	小田原市 住居表示ではなく地番表示で記載してください 例 荻窪字反町300番地	
工事の期間	許可日～平成 年 月 日	
添付図書	事業計画書・位置図・計画平面図 施設縦断図・施設構造図・施設横断図・公図写 土地使用承諾書 (+対象地の所有者が確認できる書類)	

道路占用掘削申請〔市道・県道・国道〕

不要な書類は二重線で削除する

# 事業計画書

## 1 事業計画の概要

- 計画面積 :                    m<sup>2</sup>
- 計画建築物 :
- 計画戸数 :                棟 (        戸)

本管・人孔・取付管を撤去する場合は備考欄に数量を記載する

人孔間距離を記載してください

## 2 下水道施設の詳細

		種類及び形式	距離及び数量	考
汚水施設	管渠	塩ビ管(VUφ200)	12.15m	2.1m撤去
	人孔	組立式1号	2基	組立式1号 人孔1基撤去
		組立式特殊1号	1基	
		小型人孔(塩ビ製φ300)	1基	
汚水柵	小田原市型塩ビ柵(φ200)	新設	3基	
		入替	2基	
		撤去	1基	
取付管	塩ビ管(VUφ150)	3箇所 (9.05m)		
その他				

様式に記載されている材料と異なるものを使用する場合は適宜見え消しや追記してください

取付管の箇所数と本管から公共ますまでの総延長を記載してください  
(占用延長、施工延長とは異なる)

# 記 載 例

様式第 15 号 (第 17 条の 3 関係)

承認番号 承認年月日		下整第 号 平成 年 月 日	
<p>小田原市長様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">認印で構いません 印</p> <p>次のとおり変更申請します。</p>			
申請区分	<p>新設 ・ 改築 ・ 撤去</p> <p>本管 ・ 人孔 ・ 公共ます ・ 取付管</p>		
変更の内容	<p>想定外の支障物が確認されたため、本管のルートを変更するもの</p>		
土地所有者 〔申請者と異なる場合〕	住所	<p>独立した申請書類であるため 他の書類の承諾書等の添付は不可</p>	電話
	氏名		( )
事業者 〔申請者と異なる場合〕	住所	<p>申請に際して協議を行う会社もしくは個人名を記載してください。 会社の場合は担当者名も明記する</p>	電話
	氏名		( )
設計者	住所		電話
	氏名		( )
工事予定者	住所		電話
	氏名		( )
事業の名称	<p>開発事業 ・ 建築行為 ・ その他 ( )</p> <p>開発事業の場合の受付番号：29-1</p>		
設置場所	<p>小田原市</p> <p>住居表示ではなく地番表示で記載してください 例 荻窪字反町300番地</p>		
工事の期間	<p>許可日 ~ 平成 年 月 日</p>		
添付図書	<p>事業計画書 ・ 位置図 ・ 計画平面図 ・ 施設縦断図 施設横断図 ・ 施設構造図 ・ <del>公図写</del> ・ <del>公共下水道台帳</del> <del>土地</del>使用承諾書 (必要に応じて)</p>		

口道路占用掘削申請〔市道・県道・国道〕

当初申請から変更のない図面は省略可

# 事業計画書

## 1 事業計画の概要

- 計画面積 :                    m<sup>2</sup>
- 計画建築物 :
- 計画戸数 :                棟 (        戸)

## 2 下水道施設の変更数量

		種類及び形式	距離及び個数		備考
			当初数量	変更数量	
汚水施設	管渠	塩ビ管(VUφ200)	12.15m	14.00m	2.1m撤去
	人孔	組立式1号	2基	2基	組立式1号
		組立式特殊1号	1基	1基	人孔1基
		小型人孔(塩ビ製φ300)	1基	1基	撤去
汚水枿	小田原市型塩ビ枿(φ200)	新設 3基 入替 2基 撤去 1基	新設 4基 入替 1基 撤去 1基		
取付管	塩ビ管(VUφ150)	3箇所 (9.05m)	4箇所 (9.05m)		
その他					

変更後の人孔間距離を記載してください

本管・人孔・取付管を撤去する場合は備考欄に数量を記載する

様式に記載されている材料と異なるものを使用する場合は適宜見え消しや追記してください

取付管の箇所数と本管から公共ますまでの総延長を記載してください(占用延長、施工延長とは異なる)

# 記 載 例

様式第 17 号 (第 18 条関係)

## 完成報告書兼下水道施設無償譲渡願

平成 年 月 日

小田原市長 様

住 所

認印で構いません

申請者 (代表者) 氏 名

印

住居表示ではなく地番表示で記載してください

例 荻窪字反町 300 番地

電 話 ( )

次のとおり工事が完成し、報告いたします。また、完成した下水道施設を貴市に無償で譲渡したいので、関係書類を添付のうえ申請いたします。

申請時から地番の変更があった場合、最新の内容で提出してください

1 場 所 小田原市

番地先

2 承認年月日・承認番号 平成 年 月 日・下整第 号

人孔間距離を記載してください

3 下水道譲渡施設一覧表

	種類及び形式	距離及び個数	備 考
汚 水 施 設	管 渠 塩ビ管(VUφ200)	12.15m	2.1 撤去
	人 孔 組立式 1 号 組立式特殊 1 号 小型人孔 (塩ビ製φ300) レジン製φ300	2 基 1 基 1 基	組立式 1 号 人孔 1 基撤去
	汚水柵 小田原市型塩ビ柵(φ200)	新設 3 基 入替 2 基 撤去 1 基	本管・人孔・取付管を撤去する場合は備考欄に数量を記載する
	取付管 塩ビ管(VUφ150)	3 箇所 (9.05m)	

その他

様式に記載されている材料と異なるものを使用する場合は適宜見え消しや追記してください

取付管の箇所数と本管から公共ますまでの総延長を記載してください (占用延長、施工延長とは異なる)

4 添付図書 位置図、実施平面図、実施縦断図、実施横断図、実施構造図、

公図写、公共下水道台帳、工事写真、道路占用掘削許可書 (本書)

占用掘削を申請した際には必ず許可書 (原本) を添付してください

# 記載例

様式第 19 号 (第 18 条の 4 関係)

## 完成報告書

平成 年 月 日

小田原市長 様

住所

認印で構いません

申請者(代表者)氏名

印

住居表示ではなく地番表示で記載してください

例 荻窪字反町 300 番地

電話 ( )

次のとおり工事が完成しました。報告いたします。

申請時から地番の変更があった場合、最新の内容で提出してください

1 場所 小田原市

番地先

2 許可年月日・許可番号 平成 年 月 日・下整第 号

人孔間距離を記載してください

3 下水道施設一覧表

		種類及び形式	距離及び個数	備考
汚水施設	管渠	塩ビ管(VUφ200)	12.15m	2.1m撤去
	人孔	組立式1号	2基	組立式1号 人孔1基撤去
		組立式特殊1号	1基	
		小型人孔(塩ビ製φ300)	1基	
汚水柵	小田原市型塩ビ柵(φ200)	新設 3基 入替 2基 撤去 1基	本管・人孔・取付管を撤去する場合は備考欄に数量を記載する	
取付管	塩ビ管(VUφ150)	3箇所 (9.05m)		

その他

様式に記載されている材料と異なるものを使用する場合は適宜見え消しや追記してください

取付管の箇所数と本管から公共ますまでの総延長を記載してください  
(占用延長、施工延長とは異なる)

4 添付図書 位置図、実施平面図、実施縦断図、実施横断図、実施構造図、

公図写、公共下水道台帳、工事写真、道路占用掘削許可書(本書)

占用掘削を申請した際には必ず許可書(原本)を添付してください

# 記 載 例

様式第 20 号（第 19 条関係）

取 り 下 げ 届

平成 年 月 日

小田原市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

申請をした年月日を記載してください

平成 年 月 日付け、小田原市

申請場所を記載してください

で申請をいたしました、  
につきましては、申請の取り下げをいたします。

提出した申請書名を記載してください

# 記 載 例

様式第 21 号（第 19 条の 2 関係）

## 工 事 廃 止 届

平成 年 月 日

小田原市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電 話

許可年月日と、その上に記載されている番号を記載してください

次のとおり届け出します。

承認年月日・承認番号	平成 年 月 日 ・ 下整第 号
工事の場所	小田原市
廃止の理由	廃止の理由を具体的に記入してください
備 考	



受付番号

工事監督チェックリスト □中間検査 □完成検査 検査年月日：平成 年 月 日

番号	項目	摘要
下水道管路		
1	形状・品質及び寸法は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
2	起終点及び各人孔間の距離は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
3	管路の縦断勾配は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
5	材料の品質形状は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
6	土留工は適正であるか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
7	基礎碎石の品質及び形状は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
8	基礎碎石の締固めは良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
9	基礎工は適正であるか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
10	管の継手の仕上げは良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
11	布設管内に土砂は溜まっていないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
12	掘削幅は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
13	埋戻土の締固めは良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
14	埋設表示シートの設置は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
15	布設管に弛みはないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
16	管路内に水は溜まらないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
17	路面復旧の範囲、仕上がりは良好か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
18	その他不良箇所はないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
19	形状・品質及び寸法は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
20	人孔の数量、種別は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
21	人孔の壁内面、形状、寸法、壁厚は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
22	壁体が真直に据え付けられているか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
23	各人孔の高さ及び深さは適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
24	蓋の設置状況、向き（ヒンジが下流）は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
25	調整コマの施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
26	調整リングの施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
27	無収縮モルタルの施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
28	目地の施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
29	接合した管端が人孔壁体に十分差し込んでいるか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
30	管端が突出していないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
31	接合部の施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
32	インバートの形状及びコンクリート仕上面は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
33	埋戻しの締固めは良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
34	足掛け金物の設置は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
35	人孔内に水は溜まらないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
36	副管の施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
38	その他不良箇所はないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切

公共ます		
39	形状・品質及び寸法は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
40	公共ますの設置は適正であるか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
41	埋戻しの締固めは良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
42	位置及び高さが宅盤と合っているか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
43	壁体が真直に据え付けられているか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
44	管端が突出していないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
45	公共ます内に水は溜まらないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
46	路面復旧の範囲、仕上がりは良好か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
47	その他不良箇所はないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
取付管		
48	形状・品質及び寸法は適正か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
49	布設方向が本管に対して直角に施工されているか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
50	布設管に弛みはないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
51	本管の中心部より上方に管を取り付けているか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
52	継手の施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
53	目地の施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
54	本管及び公共ますに取付管が突出していないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
55	接合部の施工は良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
56	取付管内に土砂等は溜まっていないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
57	埋戻しの締固めは良いか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
58	取付管内に水は溜まらないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
59	路面復旧の範囲、仕上がりは良好か	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
60	その他不良箇所はないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
その他		
61	申請書と相違はないか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
62	無償譲渡願は提出されているか	<input type="checkbox"/> 適切、 <input type="checkbox"/> 不適切
所見		

## 標準的な掘削幅

### < φ 150の場合 >

掘削機械	掘削幅(単位mm)	
	山留なし	山留あり
BH0.1	750	850
BH0.2	750	1000
BH0.35	900	1150

### < φ 200の場合 >

掘削機械	掘削幅(単位mm)	
	山留なし	山留あり
BH0.1	800	900
BH0.2	800	1000
BH0.35	900	1150